

千葉県こどもを虐待から守る基本計画



令和2年6月

令和7年6月改定

千葉県

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	児童虐待の防止に向けた取組	
1	こどもの権利の保障	5
2	家庭養育優先原則・パーマネンシー保障	10
3	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	13
4	市町村への支援と連携の強化	18
5	地域で支援する仕組みづくり	22
6	広報・啓発活動の強化	28
7	DVを含む困難な問題を抱える女性対策との連携の強化	31
8	関係機関との連携の強化	34
第3章	家庭的養育の推進に向けた取組	
1	社会的養護が必要なこどもたち（将来推計）	37
2	里親委託の推進	49
3	ファミリーホームへの支援と設置の推進	55
4	施設における家庭的養育の推進	57
5	新たな施設の整備	64
6	自立支援の充実	69
7	被措置児童等虐待の防止	76
第4章	児童相談所の強化に向けた取組	
1	相談・支援体制の強化	79
2	一時保護所の環境整備	84
3	ケースマネジメント体制の構築	89
4	児童相談所の整備	91
5	中核市の児童相談所設置に向けた支援	95
	目標一覧	97
	参考資料	
	千葉県子どもを虐待から守る条例	101
	用語解説	109

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

いかなる状況にあってもこどもが理不尽な虐待を受け、ましてや尊い命を落とすことがあってはなりません。

本県では、「千葉県子どもを虐待から守る条例」の精神を具現化するとともに、県行政としての責任を明確にし、市町村をはじめとした関係機関と連携して、児童虐待防止に向けた取組をより一層強化するため、令和2年6月に本計画を策定し、「児童虐待の防止に向けた取組」、「家庭的養育の推進に向けた取組」及び「児童相談所の強化に向けた取組」の3つを柱として、各種施策に取り組んできました。

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年が経過する時点において、見直しを行うこととしていました。今回の見直しでは、令和4年の児童福祉法の改正などを踏まえ、「こどもの権利擁護」、「家庭養育優先原則・パーマネンシー保障」及び「こども家庭支援体制の構築」の3つの重点事項を上記の3つの柱に反映するものとなりました。

基本理念（千葉県子どもを虐待から守る条例）

将来を担う子どもたちは、何ものにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるという事例が跡を絶たず、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら、成長できる千葉県を目指し、この条例を制定する。

計画の性格・位置付け

本計画は、「千葉県子どもを虐待から守る条例」第11条に基づく基本計画であり、本県における児童虐待防止対策を体系的にまとめた基本的かつ総合的な計画になります。

併せて、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」策定）を踏まえ、平成27年11月に策定した「千葉県家庭的養護推進計画」を見直し、本計画と一本化することにより、本県における児童虐待防止施策を総合的かつ一体的に推進しています。

他の計画との関係

総合計画である「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」、こども・若者施策の共通の基盤となる「千葉県こども・若者みらいプラン」、人権に関する総合的・計画的な取組を推進するための「千葉県人権施策基本指針」、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）対策を定める「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」、困難な問題を抱える女性に対する施策を定めた「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」などの関連計画の内容と整合を図りつつ、関連する諸施策と連携しながら取り組んでいきます。

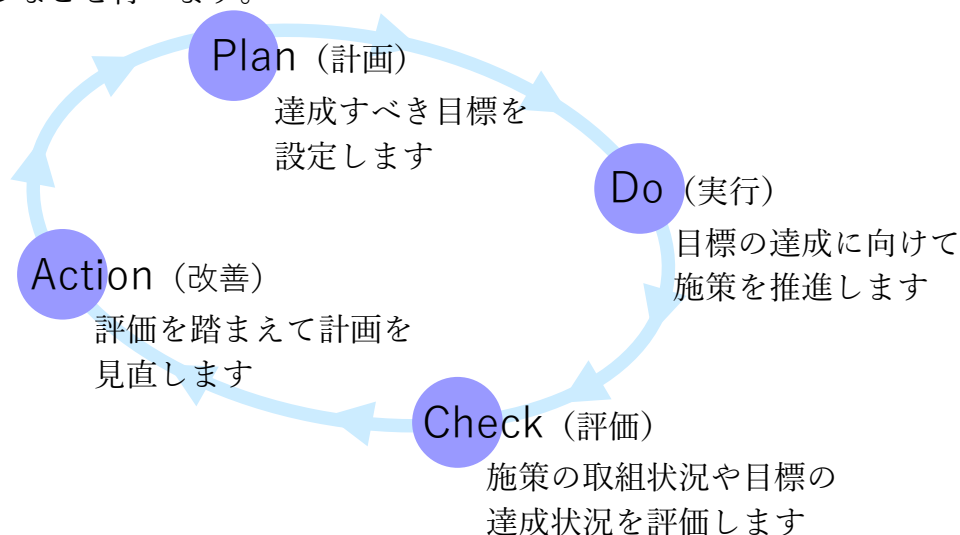
計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年が経過する令和7年6月に、計画の進捗状況等を踏まえ、見直しを行いました。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

計画の評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗管理や見直しなどを行います。



短期的な PDCA サイクルとして、毎年、施策の取組状況や目標の達成状況を千葉県社会福祉審議会社会的養護検討部会に報告し、その評価を踏まえて、改善点を整理し翌年度の施策の推進につなげます。なお、目標の達成状況については、県のホームページで公表します。

長期的な PDCA サイクルとして、計画の中間にあたる 5 年を経過する令和 7 年 6 月に、当初に設定した 3 年以内に達成すべき指標や全体的な進捗状況について、総合的な評価を行い、その評価に基づき、すべての目標や対策について見直しを行っています。

こどもに対するアンケート調査等

本計画の見直しにおいて、こどもの権利擁護や自立支援の取組の参考とするため、令和 6 年度に、施設や里親のもとで生活するこども及び一時保護所に保護されているこどもに対するアンケート調査（回答数 58）を実施しました。

また、令和 5 年度に、有識者や社会的養護関係者を中心としたワーキンググループが行った、施設退所者等に対する「千葉県内における社会的養育経験者等の実態調査」（回答数 224）の結果を本計画の見直しに活用しています。

児童虐待とは

児童虐待については、児童虐待の防止等に関する法律の第2条に定義されており、保護者がこどもに対し、以下のような行為を行うことをいいます。

(1) 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、縄などにより一室に拘束する など

(2) 性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

(3) ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない など

(4) 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

保護者はこどもに礼儀作法や社会のルールを教えるため「しつけ」をしようとしします。しかし、保護者がこどものためを思ってやっても、こどもが耐え難い苦痛を感じていれば、それは虐待であると考えられます。令和元年の児童虐待の防止等に関する法律の改正により、しつけに際して体罰を加えることが禁止され、千葉県子どもを虐待から守る条例においても、同様の内容が明記されました。加えて、令和4年の民法改正により、親権者による懲戒権の規定が削除され、親権者は体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないとされました。これに伴い、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律についても同様の改正がされました。

また、里親やその同居人、施設の職員などが委託されたこどもに対して上記同様の虐待を行う「被措置児童等虐待」は、こどもの権利を著しく侵害するものであり、本県においても被措置児童等虐待の防止に向けた取組を行っています。

第2章 児童虐待の防止に向けた取組

1 こどもの権利の保障

(1) 現状と課題

我が国では、こどもの人権や自由を尊重し、こどもの生存・発達・保護・参加などに関わる様々な権利を促進することを目指した「児童の権利に関する条約」を平成6年に批准しました。また、児童虐待防止については、もともと児童福祉法に盛り込まれていましたが、増加する児童虐待に対応するため、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が新たに施行され、児童虐待防止対策が強化されました。

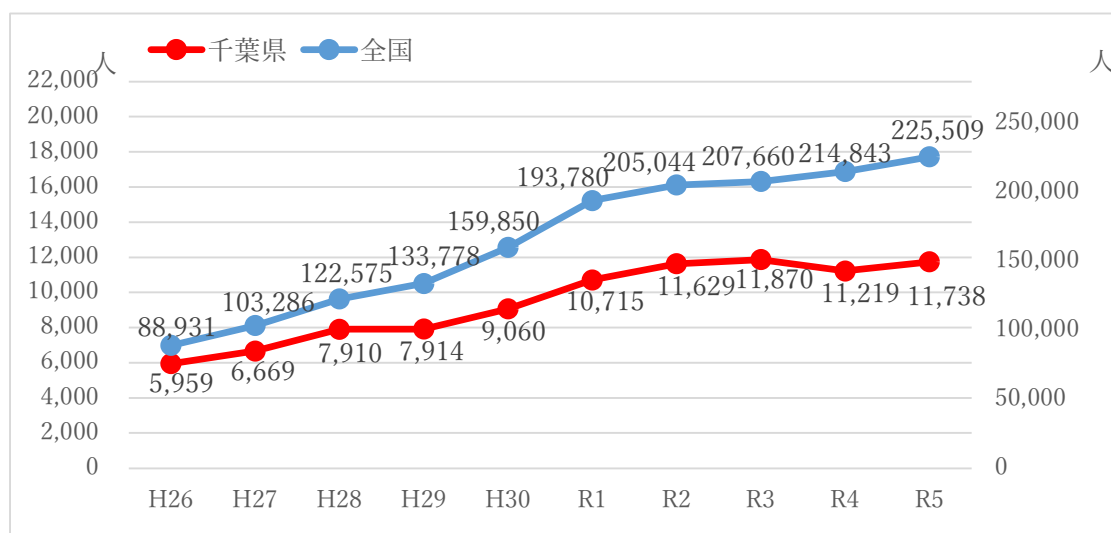
平成28年には、昭和22年の制定当初から見直されていなかった児童福祉法の理念規定が改正され、全てのこどもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有することが、明確化されました。さらに、令和4年の改正では、里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が法定化されるとともに、児童相談所等から独立した第三者がこどもの意見表明等を支援する意見表明等支援事業が創設されました。また、社会的養護が必要なこどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務に位置付けられました。

児童の権利に関する条約は、こどもを権利の主体として位置付け、ひとりの人間としての人権を認めています。その権利を保障するためには、こどもの意見や意向を尊重するための取組を進める必要があります。施設や里親のもとで生活するこども及び一時保護所に保護されているこどもに対するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、「あなたは周りの大人があなたの意見を聞いてくれていると感じますか。」の問いに対して、「とても感じる」「感じる」と回答したこどもが約7割にとどまっており、全てのこどもが、自分の意見を聞いてくれていると感じるように、こどもが意見を表明しやすい環境を作ることや意見を表明する機会を保障すること、権利の侵害を受けたと感じたときに相談できる環境を作ることが必要です。

こどもの人権を巡る問題は、児童虐待をはじめ、いじめによる自殺、大麻等の薬物乱用の低年齢化、児童買春・児童ポルノ等の性の商品化、SNSを通じた犯罪被害など、複雑化・深刻化しています。

本県の虐待対応の状況ですが、児童相談所における児童虐待相談対応件数はここ数年横ばいで推移しており、こどもの命が失われる事件も未だなお発生しており、更なる対策が必要です。

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（千葉県と全国）



出典：「福祉行政報告例」

(2) 対策

- i. こどもたちが、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動で表せるようになるため、人権教育を推進します。
- ii. 里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等において、こどもの意見・意向を聴き、十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる対応を行うとともに、こどもが理解できるように十分に説明します。
- iii. 虐待等により家庭での生活ができないこどもたちに対しては、子どもの権利ノートを渡して、こどもの権利をわかりやすく説明するとともに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布するなど、周囲の大人には相談できない状況においても相談できる環境の整備に努めます。また、令和4年の児童福祉法改正を踏まえ、子どもの権利ノートの見直しを行います。
- iv. こどもの意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援事業を実施し、

こどもが意見を述べる機会を保障します。

- v. 社会的養護が必要なこどもの権利が侵害された場合に、こども自身が社会福祉審議会に意見を申し立てることができる仕組みについて、十分に周知を行うとともに、適切に運用します。
- vi. 一時保護解除後の家庭復帰など、こどもの権利侵害のリスクや十分な安全確保への配慮が必要とされるケースに対しては、年齢に応じて、こども自身が必要に応じてみずから SOS を直ちに発信できる仕組みや機材の導入を検討していきます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待死亡ゼロに向けた取組	社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」の検証報告書を踏まえ、児童虐待死亡ゼロに向けた取組を推進します。
心のバリアフリー推進事業	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行います。また、啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行います。
子どもの権利ノート の作成・配布事業	「こどもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」をこどもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、一時保護や里親委託、施設入所しているこどもたち等に配布します。また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。
こどもの意見表明等 支援事業	児童相談所から独立した意見表明等支援員（こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者）が、児童相談所一時保護所や児童養護施設等で生活するこどもの想いや悩み、不満、措置内容等に関して、こどもの意見・意向の表明等を支援します。
こどもの権利擁護に 係る環境整備	児童養護施設等に入所措置を受けたこどもなどからの申立てに応じて、社会福祉審議会が、関係機関やこどもに対して必要な調査を行った上で、審議を行い、必要な場合に児童相談所等の関係機関へ意見具申を行う仕組みを適切に運用します。

(学校) 人権教育推進事業	学校における人権教育に関する諸問題について研究協議を行うとともに、全教職員へ配付する指導資料を作成し、人権教育の推進、充実を図ります。
児童虐待防止ＳＮＳ相談事業	こどもからも家庭に関する悩みなどを相談できるＳＮＳ相談窓口「親子のためのＳＮＳ相談@ちば」を運営し、専門の相談員が各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に情報提供を行います。
教育相談事業	「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」などの電話相談をはじめ、メール相談、ＳＮＳ相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
児童虐待による死亡事例	1件 (平成31年1月)	1件 (令和5年7月)	ゼロ	毎年度
こどもの意見表明等 支援事業の対象とするこども		児童相談所に一時保護 及び児童養護施設に入 所しているこども (令和7年4月)	社会的養護に関わる全 てのこども	令和11年度

(5) 期限到来・達成済み目標

項目	現計画策定当時の状況	目標	達成・未達成の状況	期限
子ども相談窓口の設置	一部のこどもを対象に実施	全てのこどもを対象とした窓口の設置	達成 (親子のための SNS 相談@ちばなど、全てのこどもを対象とした相談事業を実施)	令和 11 年度

2 家庭養育優先原則・パーマネンシー保障

(1) 現状と課題

本計画では、令和4年の児童福祉法の改正を踏まえ、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」を計画全体に共通する基本的な考え方とし、様々な施策に取り組みます。

まず、「家庭養育優先原則」ですが、平成28年の改正児童福祉法において、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、国や地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援しなければならないとされました。一方で、虐待などにより、家庭において養育することが困難である場合などには、家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう必要な措置を講じなければならないとされました。

次に「パーマネンシー保障」についてですが、パーマネンシー保障は、単に家庭養育を優先することではありません。虐待などにより、やむを得ず代替養育とすることで、こどもは家庭から分離され、家族、友人、学校などとのつながりを失うことになります。パーマネンシーを保障するということは、こどもが将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者、そして家族等とのつながりの中で育っていくことを保障することです。

そこで、本計画においては、パーマネンシー保障を次のとおりとします。

- 将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者や、家族等とのつながりの中で育っていくことを保障すること

こどもの最善の利益を実現するためには、まずはこどもが家庭から分離されないよう、市町村において家庭維持のための予防的支援に最大限の努力を行い、その上で、やむを得ず代替養育を必要とする場合は、児童相談所において、こどもの意見・意向等を踏まえ、より家庭的な養育ができるよう、まずは里親やファミリーホームへの委託を検討し、これらが代替養育先として適当でないこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行います。そして、代替養育下においても、家庭復帰の可能性を検討するなど、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が重要です。

このため県では、市町村に対して必要な支援を行うことで、こども家庭センターの設置や、家庭支援事業の活用を促し、市町村と連携して、虐待等に至る前の予防的支援や、やむを得ず代替養育とする場合にあっては、家庭復帰のた

めの支援の充実に取り組む必要があります。

また、児童相談所においては、令和6年度に各児童相談所に配置した家庭養育推進チームが中心となり、こどもにとって望ましいパーマネンシーの実現に向けた支援計画や施設・里親などとの連携、市町村支援の在り方などについて検討を進めます。また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念が職員に定着するよう研修などにも取り組んでいく必要があります。

(2) 対策

- i. 母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行えるよう、市町村による「こども家庭センター」の設置・運営を支援します。
- ii. 虐待等に至る前の予防的支援やこどもの家庭復帰に向けた支援を強化するため、市町村による家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の実施を促進します。
- iii. 家庭養育推進チームが中心となり、こどもにとって望ましいパーマネンシーの実現に向けた支援計画や施設・里親などとの連携、市町村支援の在り方などについて検討を進めます。また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念が職員に定着するよう研修などにも取り組みます。

(3) 主な事業

事業名	概要
こども家庭センターの設置促進	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」の設置・運営を支援します。 また、市町村職員などを対象とした研修を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援の充実を図ります。
家庭養育推進チームの配置	各児童相談所に家庭養育の推進を行うチームを配置し、市町村による予防的支援や家庭維持支援をサポートするほか、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底を図ります。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
こども家庭センターの 設置市町村数		23市町 (令和6年5月)	全市町村	令和9年度
家庭支援事業の実施市 町村数（下記4事業の うち、2事業以上実施） ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業		18市 (令和7年2月)	全市町村	令和11年度

3 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

(1) 現状と課題

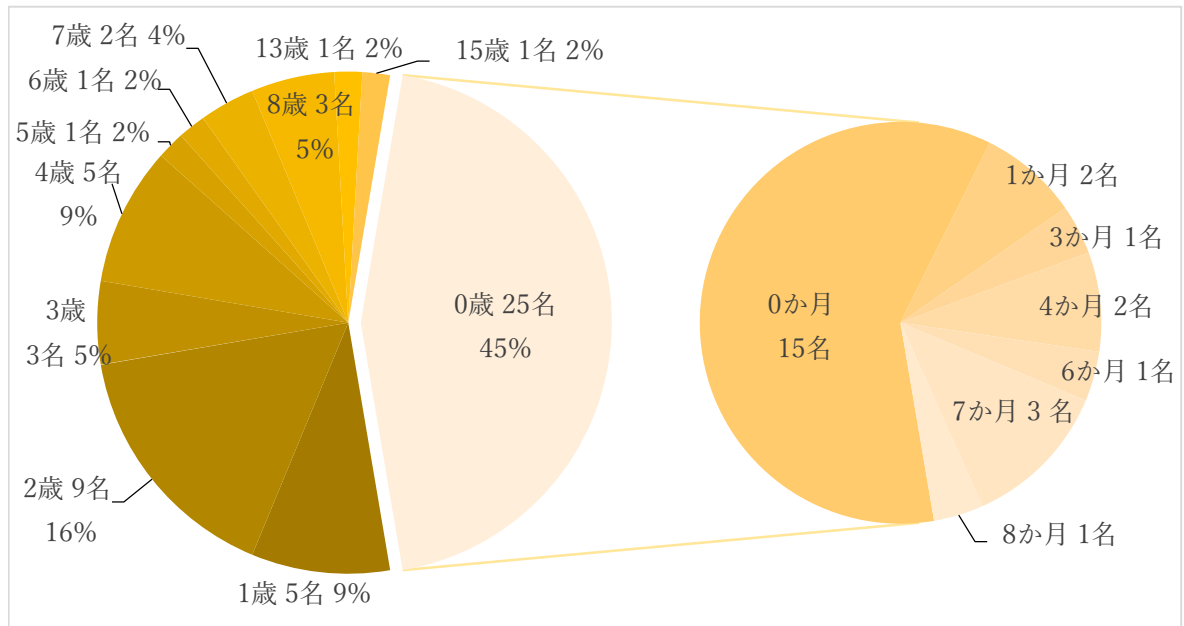
核家族化・共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化等により、地域において、妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠、出産、子育てに対する親や家族の不安や負担の緩和、子育て家庭の孤立化の解消など、地域で安心してこどもを生み、育てられる環境の整備が喫緊の課題となっています。

これまで、母子保健施策と子育て支援施策の両面から行われていた支援は、利用者側から見ると、様々な窓口へアクションを起こさなければならず、また、支援者側から見ると、それぞれが持っている情報を集約・共有する場所や機会が明確になっていない状況でした。そのような課題を解決し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を行うワンストップ拠点として、平成28年の母子保健法改正により、「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は、母子健康包括支援センター）を市町村に設置することが努力義務とされました。本県においては、令和2年度中に全市町村が設置することを目標として取り組んできた結果、令和2年度は1町が未設置だったものの、令和3年度に全市町村での設置を達成することができました。

さらに、令和4年の児童福祉法の改正により、こども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となりました。こども家庭センターに求められる役割は大きく、設置の促進と母子保健事業や子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業を中心とした支援内容の充実が求められています。

また、国の「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」によれば、心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0歳児の占める割合が依然として約半分を占めており、その中でも生後4か月までの間に死亡している事例は0歳児の中で約8割となっています。

○虐待による死亡事例の年齢別の状況



出典：こども家庭庁「こども虐待の死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」

これらの事例においては、実母が、予期しない妊娠や計画していない妊娠、母子健康手帳の未交付、妊婦検診未受診などの問題を抱えているケースが多いことから、妊娠期からの支援が必要な特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭を、行政機関等が確実に把握できる体制を整備し、早い段階からこども家庭センターが支援することで、児童虐待の未然防止につながると考えられることから、県としてもこども家庭センターの設置・運営を支援していく必要があります。

さらに、県は、市町村と連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対して相談支援や一時的な住まいや食事の提供等を行う妊産婦等生活援助事業について、母子生活支援施設等を活用し、推進していく必要があります。また、母子生活支援施設はDV被害に限らず、虐待、障害、親子関係の問題など様々な困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設であることから、市町村に対して幅広く活用を促していく必要があります。

(2) 対策

- i. 母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行えるよう、「こども家庭センター」の設置・運営を支援します。
- ii. 特定妊婦や子育てに困難を抱える家庭等に向けた支援を強化するため、市町村に対して必要な支援を行うことで、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の実施を促進します。
- iii. 産後も安心して子育てができるように、母子保健従事者等の専門職に対し研修等を行い、取組を支援します。
- iv. 児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう実践的な研修を行います。
- v. 市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等を促進し、母子保健推進員等の訪問者について研修を通じた資質の向上を図るなど、訪問支援活動の強化を図ります。
- vi. 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのＳＯＳに対し、電話やチャット等の相談を受けるとともに、必要に応じて市町村などの支援機関や医療機関等への同行支援を行う「にんしんＳＯＳちば」を運営します。

(3) 主な事業

事業名	概要
こども家庭センターの設置促進	市町村が設置するこども家庭センターの職員に対し、研修を行い、包括的な支援を行う人材育成を行います。
出産後の訪問支援の強化	市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」など、生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを促進します。
家庭支援事業の促進	特定妊婦や子育てに困難を抱える家庭等に向けた支援を強化するため、市町村による子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の実施を促進します。
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行います。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦、その配偶者等に対して、面談等により情報提供や伴走型の相談支援を実施します。
妊婦のための支援給付交付金事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、市町村は、妊婦であることの認定後に5万円、その後、妊娠しているこどもの人数の届け出後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給するとともに、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ実施することで、妊産婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。
切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やチャット等の相談に応じます。 また、必要に応じて市町村などの支援機関や医療機関等への同行支援を行います。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
こども家庭センターの 設置市町村数（再掲）		23市町 (令和6年5月)	全市町村	令和9年度
家庭支援事業の実施市 町村数（下記4事業の うち、2事業以上実施） （再掲） ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 ※養育支援訪問事業の 実施市町村数から見直し		18市 (令和7年2月)	全市町村	令和11年度

(5) 期限到来・達成済み目標

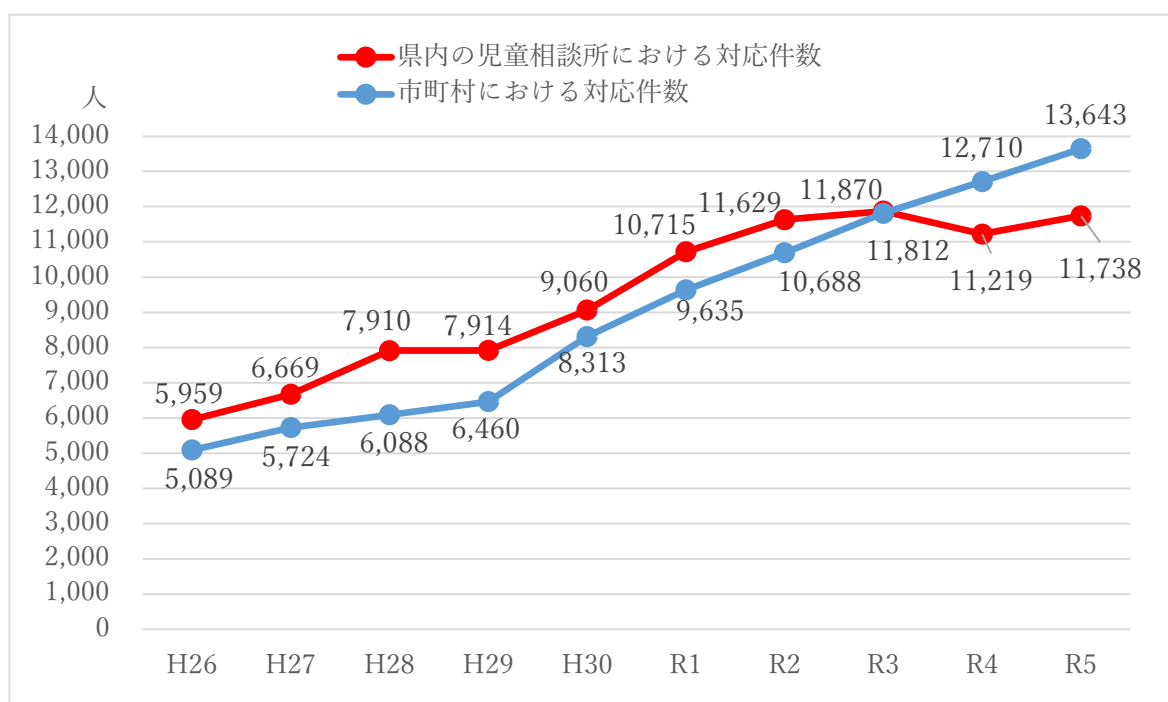
項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達成 の状況	期限
子育て世代包括支援 センターの設置市町 村数	29市町村 (平成30年度末)	全市町村	未達成 (53市町村) ※令和3年度に 全市町村設置済	令和2年度

4 市町村への支援と連携の強化

(1) 現状と課題

児童虐待の通告は、児童相談所だけでなく、県民にとってより身近な市町村においても受け付けています。県内の市町村における児童虐待相談対応件数についても、児童相談所と同様に、高い水準で推移しています。

○県内の児童虐待相談対応件数の推移（児童相談所と市町村）



出典：「福祉行政報告例」

児童虐待と思われるケースにおいては、その緊急性や重症度を判断し、市町村で対応するのか、児童相談所で対応するのかを決める必要がありますが、すき間に落ちるようなケースは絶対に生じさせてはならないことから、所管を明確にし、適切に役割分担をしながら、連携して対応することが重要です。

本県では、児童虐待事案への基本的な対応について、児童相談所と市町村共通の「千葉県子ども虐待対応マニュアル」を活用しているところですが、児童福祉法等の改正など最新の動向等を踏まえ、マニュアルを改定する必要があります。

また、平成28年の児童福祉法の改正では、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整

その他の支援を行うための拠点（以下「子ども家庭総合支援拠点」という。）を整備することが努力義務とされました。本県では、令和４年度中に全市町村への設置を目標として取り組んできましたが、特に小規模自治体において専門職の確保が難しいことなどから、令和５年度においても４０市町村の設置にとどまりました。

令和４年の改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務と定められたことから、県内全ての市町村が設置できるよう支援する必要があります。

○こども家庭センターの設置市町村

年 度	R 6
設置市町村数	2 3

出典：こども家庭庁「こども家庭センター」の設置状況等の調査」

○家庭支援事業の実施市町村数

事 業	子育て短期支援事業	子育て世帯訪問支援事業	児童育成支援拠点事業	親子関係形成支援事業	左記のうち 2事業以上 実施
実施市町村数	2 6	2 0	1	9	1 8

※養育支援訪問事業 23 市町、一時預かり事業 54 市町村

※令和 7 年 2 月時点

出典：児童家庭課調べ

こどもにとって望ましいパーマネンシー保障のためには、「こども家庭センター」による相談支援体制の構築や家庭支援事業の活用により、虐待等に至る前の予防的支援と、やむを得ず代替養育としている場合における家庭復帰のための支援の充実・強化に取り組まなければならないことから、県は市町村の取組を支援していく必要があります。

要保護児童、要支援児童及び特定妊婦を早期発見し、適切な支援・保護を行うためには、地域の関係機関が要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用して情報や考え方を共有し、適切に連携して対応することが重要です。本県では、全ての市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されていますが、過去の死亡事例検証において、要保護児童対策地域協議会が機能していなかったとの指摘がされています。

要保護児童対策地域協議会の運営を担う調整機関には、児童福祉司やそれに準ずる資格を有するなど一定の専門資格を有する者を配置することとされていますが、いまだに配置されていない市町村があります。また、スーパーバイザーがいない市町村も多いなど、経験が乏しい職員に大きな責任がかかりやすいことも課題であり、県内の市町村が一定の水準で要保護児童対策地域協議会を運営できるよう支援する必要があります。

(2) 対策

- i. 県と市町村が相互に児童虐待対応の体制や活動について理解を深め、円滑な意思疎通や情報共有のもと、一体的な対応ができるよう、児童相談所の家庭養育推進チームや市町村支援を担当する児童福祉司の配置、県と市町村の人事交流などにより、市町村の状況に応じた支援を強化します。
- ii. 児童福祉法等の改正など最新の動向等を踏まえ、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定を行います。
- iii. 「こども家庭センター」の全市町村への設置に向けて、統括支援員をはじめとした市町村職員向けの研修の実施、設置・運営に関する相談対応や助言などの支援を行います。
- iv. 要支援児童、要保護児童等の家庭等に向けた支援を強化するため、市町村に対して、必要な支援を行うことで、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の実施を促進します。
- v. 要保護児童対策地域協議会において、実務者会議が有効に活用され、個別ケース会議も積極的に開催されるなど、効果的な運営が行われるように支援します。具体的には、調整担当の職員に対する研修の実施や、学識経験者や臨床心理士等の専門家のアドバイザー派遣を行います。
- vi. 体制の弱い市町村に対しては、調査などを通じて課題の抽出を行い、必要な支援策について検討します。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・市町村の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣 など
家庭支援事業の促進	要支援児童、要保護児童等の家庭等に向けた支援を強化するため、市町村による子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援事業の実施を促進します。

(4) 目標

項目	現計画策定当時の状況	現状	目標	期限
こども家庭センターの設置市町村数（再掲）		23市町 (令和6年5月)	全市町村	令和9年度
家庭支援事業の実施市町村数（下記4事業のうち、2事業以上実施）（再掲） ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業		18市 (令和7年2月)	全市町村	令和11年度

(5) 期限到来・達成済み目標

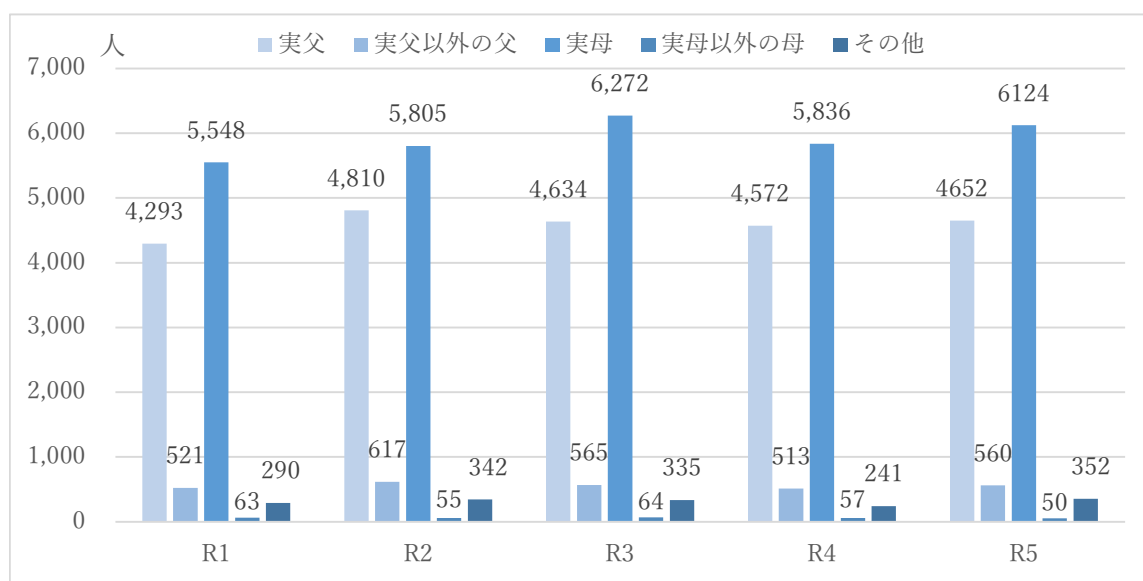
項目	現計画策定当時の状況	目標	達成・未達成の状況	期限
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	9市町村 (平成30年度末)	全市町村	未達成 (38市町村)	令和4年度

5 地域で支援する仕組みづくり

(1) 現状と課題

核家族化、共働き世帯の増加や地域との関わりが希薄になっている社会において、子育て中の、特に在宅育児家庭の母親が孤立し、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えがちとなっています。児童虐待における最も多い虐待者は実母であり、健康状況の悪化、経済的な困窮、家族等の助けがなく一人で子育てをしているなど様々な要因から、周囲に相談できず、地域からも孤立化した結果、こどもに対する暴力、育児放棄などの虐待につながるものが少なくありません。子育てに対する不安感や負担感を軽減し、孤立化を防ぐため、地域において、子育て中の親子が気軽に集い、保護者同士の交流や子育ての不安や悩みを共有できる場を提供することが必要です。

○主な虐待者の推移

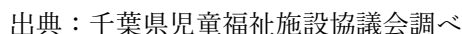
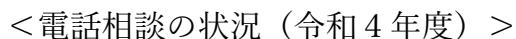


出典：「福祉行政報告例」

社会的なつながりや自ら声を上げる力が弱く、支援が必要でありながら公的サービスにつながらない子育て家庭に対しては、行政機関だけでなく、保育所、学校、中核地域生活支援センター、児童家庭支援センター、子育て支援に携わるボランティア団体、民生委員・児童委員、さらには地域の住民や自治会・町内会などが顔の見える連携をとって、必要な相談や支援が届くようにすることが重要です。

県としては、さらに児童家庭支援センターの設置を促進し、県下全域が訪問・電話相談等の対象地域となるよう取り組んでいく必要があります。

＜訪問相談の状況（令和４年度）＞



本県の児童家庭支援センターは、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設と、様々な児童福祉施設に併設されていること、社会福祉法人だけでなくNPO法人が運営する施設があるなどの特徴があり、支援が必要な子どもや家庭に対し、様々な角度からアプローチすることが期待できます。

また、1センター当たりの相談件数や児童相談所・市町村からの繋ぎは増えてきていますが、児童相談所からの指導委託の件数は徐々に増加しているものの、決して多いとは言えない状況が続いています。児童相談所や市町村の業務が多忙化する中で、子育て家庭に対する専門的な指導・助言ができる児童家庭支援センターの活用を推進していく必要があります。

○児童相談所が児童家庭支援センターに指導委託した件数の推移

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
指導委託件数	12	6	9	10	11	23	21	28

出典：「福祉行政報告例」

○市町村が児童家庭支援センターに指導を要請した件数

年 度	R5
指導を要請した件数	21

出典：児童家庭課調べ

児童家庭支援センターは補助金により運営されていますが、前年の相談件数等の実績に基づき補助額が決定されるなど、職員の配置状況に応じた補助金制度となっておらず、支援を拡大するために職員を雇用することや職員の経験年数や実績に応じた処遇改善などが困難な状況にあります。専門的な知識を有する職員を増員し、機能を強化するための取組も必要です。

(2) 対策

- i. 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。
- ii. 地域子育て支援拠点事業所や利用者支援事業所、保育所、幼稚園などの様々な社会資源を「地域子育て相談機関」として活用し、こども家庭センターに適切に情報共有・連携する体制の構築を促進します。
- iii. こども食堂サポートセンターを設置し、こども食堂の立ち上げやネットワークの構築などを支援するなど、こどもの居場所づくりを支援します。
- iv. 全ての市町村が、児童家庭支援センターの相談支援の対象地域となり、市町村要保護児童対策地域協議会に児童家庭支援センターが加入するように、児童家庭支援センターの設置促進に向けた支援を強化します。
- v. 児童家庭支援センター職員の資質向上を図るための研修の強化、児童家庭支援センター間での連携や情報共有に対する支援などにより、児童家庭支援センターの機能強化に取り組みます。

(3) 主な事業

事業名	概要
地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する利用者支援事業（地域子育て相談機関やこども家庭センターへの支援等）や地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業の促進を図ります。
主任児童委員研修事業	地域における児童福祉の中核的役割を担う主任児童委員に対して、資質向上を図るための研修を実施します。
児童家庭支援センター運営等補助事業 児童保護措置費	児童家庭支援センターの運営費や児童相談所からの指導委託、市町村からの要請による指導（指導促進事業）に係る経費を補助します。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター等の職員が資質向上のために研修に参加する経費等を補助します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター等の児童の安全の確保や施設の新設に係る経費を補助します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
児童家庭支援センターの設置数	11 箇所 (平成 30 年度末)	21 箇所 (令和 7 年 4 月)	25 箇所	令和 11 年度

(5) 施設一覧

○児童家庭支援センター（令和7年4月現在）

施設名	所在地	運営主体
子ども未来サポートセンター ほうゆう	千葉市	(福)鳳雄会
ファミリーセンター・ヴィオラ	木更津市	(福)一粒会
子山こども家庭支援センター	いすみ市	(福)チルドレンス・パラダイス
旭ヶ丘	千葉市	(福)千葉ベタニヤホーム
ふたば	千葉市	(福)房総双葉学園
オリーブ	松戸市	(福)晴香
子ども未来サポートセンター やちよ	八千代市	(福)鳳雄会
子ども家庭支援センター 「オレンジ」	南房総市	(特非)子ども家庭サポート センターちば
望みの門ピーターパンの家	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会
児童家庭支援センター・ こうのだい	市川市	(福)ベタニヤホーム
とうかいこども家庭 しえんセンター	旭市	(福)東海学園
子ども家庭支援センター 「K'orange」	鎌ヶ谷市	(特非)子ども家庭サポート センターちば
子里	千葉市	(福)天祐会
相談室ルッカ	柏市	(福)晴香
こどものひなた	茂原市	(特非)長生夷隅地域の くらしを支える会
ベーす	袖ヶ浦市	(福)陽だまり
いちのみや	一宮町	(福)児童愛護会
生活クラブ風の村はぐくみの杜 君津 こども家庭支援センター	君津市	(福)生活クラブ
子ども家庭支援センター 「Sakura」	佐倉市	(特非)子ども家庭サポート センターちば
実籾パークサイドハウス	習志野市	(福)福祉楽団
ししく	茂原市	(福)獅子吼園
21施設（県所管17、千葉市所管4）		

6 広報・啓発活動の強化

(1) 現状と課題

令和元年の児童虐待の防止等に関する法律の改正において、こどものしつけに際して、体罰を加えることが禁止され、本県のこどもを虐待から守る条例においても同様の記載をしています。虐待による深刻な事件の中には、保護者がしつけのためと主張しているものが多く見られます。令和4年の民法改正では、親権者による懲戒権の規定を削除し、親権者は、子の人格を尊重するとともに、年齢及び発達に程度に配慮し、体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないことが明記され、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律においても、同様の改正が行われました。子育てにおいて、何が虐待にあたるのか、正しい知識を持つことが虐待の未然防止において重要となっており、これは保護者だけでなく、保育士や教職員などこどもに関わる関係者全員に必要な知識です。

また、かつては大家族や地域の中で、こどもの頃から、生命の大切さや生命を育むことを学ぶ機会がありましたが、最近では身近に小さいこどもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しており、令和元年11月の児童虐待死亡事例検証報告書（以下「第5次答申」という。）では、中学・高校生年代から子育ての実習、疑似体験等の学習機会を設け、地域での子育てへの参画を促進することが提言されました。

なお、虐待と思われるような事象を知った場合には、すぐに通告してもらうことにより、こどもの安全を確保することで、虐待の深刻化を防げる可能性が高くなります。児童虐待の通告は法律に定められた国民の義務であり、通告義務や通告先について、周知を図ってきました。虐待そのものを防ぐためには、こうした取組のほか、虐待に至る前に、子育ての不安や親子関係などの悩み、こども自身からの家庭に関する悩みなどを気軽に相談できる SNS を活用した相談窓口を広く周知していくことも重要です。

(2) 対策

- i. 「千葉県子どもを虐待から守る条例」の理念を実現するため、しつけに際しての体罰の禁止など、条例の内容について周知を図ります。
- ii. 年間を通じた広報啓発を行い、県民に対して、児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、相談機関等の周知を行います。
- iii. 秋のこどもまんなか月間である11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、県民に周知するための取組を強化します。
- iv. SNS相談窓口「親子のためのSNS相談@ちば」を運営し、子育ての不安や親子関係などの悩み、こども自身からの家庭に関する悩みなどの相談に対応し、児童虐待の未然防止に繋がります。
- v. 中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について、学ぶ機会の充実を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
子ども虐待防止地域強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため、秋のこどもまんなか月間である11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。
児童虐待防止SNS相談事業	SNS相談窓口「親子のためのSNS相談@ちば」を運営し、専門の相談員が各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関へ情報提供を行います。
子育て体験学習の推進	幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図ります。

(4) 目標

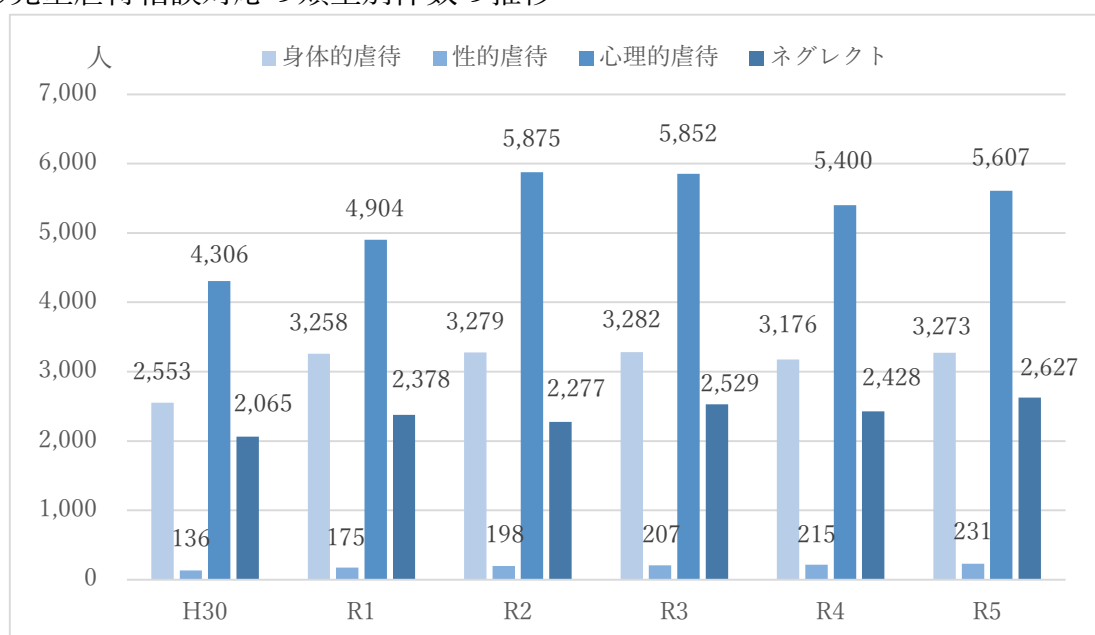
項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
児童虐待による死亡 事例（再掲）	1 件 (平成 31 年 1 月)	1 件 (令和 5 年 7 月)	ゼロ	毎年度
SNS 相談対応件数		8 1 6 件 (令和 6 年 3 月)	2 , 0 0 0 件	毎年度

7 DVを含む困難な問題を抱える女性対策との連携の強化

(1) 現状と課題

本県における児童虐待による死亡事例においては、DVがあった事例が多く、第5次答申では、DV家庭の特性についての理解を深めるよう提言してきた過去の検証報告が浸透していないことから、DV担当部署とも密接に連携し、DVに関する情報を踏まえたアセスメントを行うよう指摘されています。

○児童虐待相談対応の類型別件数の推移



出典：「福祉行政報告例」

児童虐待の類型別件数の推移を見ると、心理的虐待の割合が最も大きく、この5年間で4,306件から5,607件へと増加しています。そして、心理的虐待では、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう、いわゆる面前DVによる虐待のケースが半数以上を占めています。

○心理的虐待のうち暴力の目撃によるものの推移

年 度	R3	R4	R5
心理的虐待の件数	5,852	5,400	5,607
うち暴力の目撃によるものの件数（割合）	3,028 (51.7%)	2,849 (52.8%)	2,805 (50.0%)

出典：「福祉行政報告例」

DV 対策は、配偶者等から暴力を受けている被害者への支援が中心となるのに対し、児童福祉の視点では、DV そのものをこどもへの心理的虐待と捉え、あくまでもこどもの安全を確保するために保護や支援を行うことから、両者が互いの役割について理解し、一体となって保護や支援を行うことが重要となります。

また、女性をめぐる問題は、DVのみならず、生活困窮、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、様々な問題を相談できず、適切なサポートを受けられないまま孤立し、自らセーフティネットにつながる事が難しい場合もあります。妊婦、こどもを同伴しているなどの際には、特に注意を払い、状況に応じた対応ができるよう支援機関が連携を行う必要があります。

(2) 対策

- i. 児童相談所職員、市町村の児童虐待とDVを含む女性支援に携わる職員を対象に、DVと虐待が疑われる家庭への対応を想定したロールプレイ等を取り入れた実践的な研修を実施します。
- ii. DV防止のための県民一人一人への意識啓発や、若者を対象としたDV予防教育を推進するとともに、児童虐待防止の啓発と連携して実施し、啓発の効果を高めていきます。
- iii. 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待担当部署とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- iv. DVを含む困難な問題を抱える女性及びそのこどもが、自立して生活が送れるよう、生活再建に向けた支援の充実を図ります。
- v. DVの加害者についても、相談に応じることによりDVの防止に努めるとともに、加害者更生プログラムについて国の動向等を注視し、情報収集に努めます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・女性支援（DVを含む）・児童虐待相談新任職員研修 ・女性支援（DVを含む）・児童虐待相談担当者研修など
DV防止・被害者支援対策	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行います。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者等の生活再建に向けた相談・支援を行います。
子ども虐待防止地域強化事業	児童虐待とDVには密接な関わりがあることから、児童虐待防止とDV防止を一体として広報啓発を行い、児童虐待の通告義務や相談窓口、DV被害の相談機関等の周知を図ります。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
困難な問題を抱える 女性支援基本計画策定 市町村数		1 か所 (令和 6 年度末)	増加	令和 8 年度

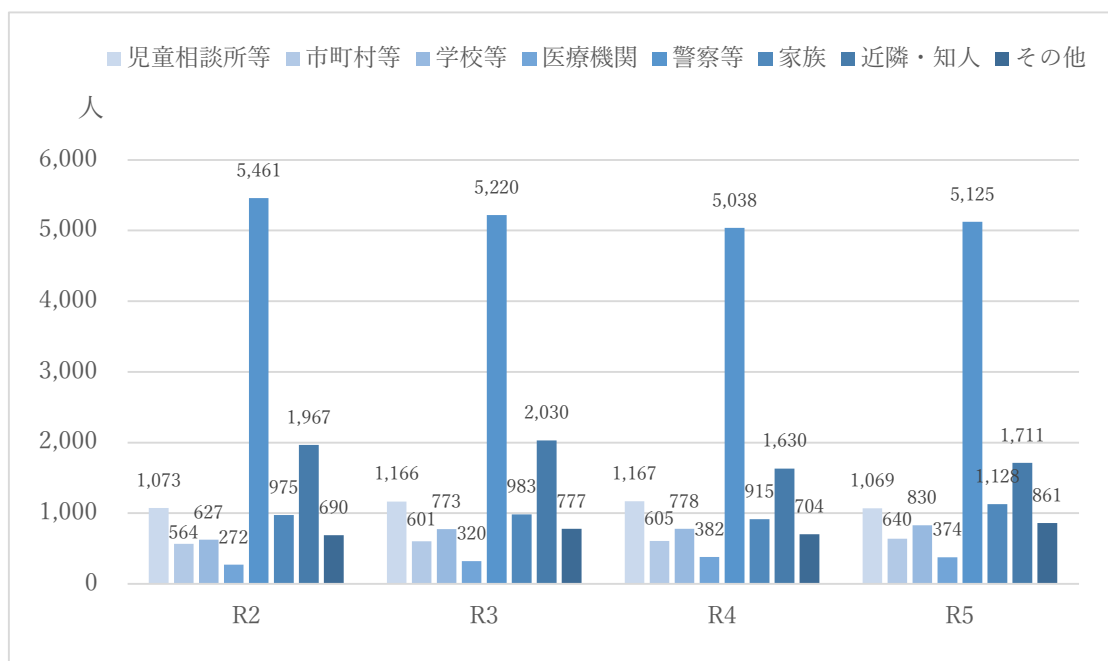
8 関係機関との連携の強化

(1) 現状と課題

こどもやその家庭をめぐる問題については、深刻化する前に、こどもやその家庭に対し支援の手を差し伸べる必要があります。そのためには、児童相談所と市町村の連携はもちろんのこと、警察、学校、医療機関、福祉関係機関・団体などの様々な関係機関と連携し、問題の早期発見や効果的な対応を図ることが重要です。

児童相談所における虐待対応の経路を見ると、警察等が最も多くなっているように、虐待の早期発見とこどもの安全確保のためには、警察との緊密な連携が重要になっています。特に警察の協力が必要と思われる事案に対しては、迅速に情報共有を行い、児童の安全を最優先とした対応を行う必要があります。そのため、児童相談所と警察による合同研修の開催や、県児童相談所のシステムを介した県警との情報共有等行ってきましたが、今後も更なる連携体制の強化が求められます。

○児童虐待相談対応の経路別件数の推移



出典：「福祉行政報告例」

学校や幼稚園、保育所などは、こどもが長時間を過ごす場所であり、教職員や保育士などは日常的にこどもたちと接することで、こどもたちの変化に気づきやすい立場にあります。教職員などに対する児童虐待対応に関する研修の充実や、学校等において組織的に対応するための体制の整備を図るとともに、市町村や児童相談所との連携を強化し、円滑な情報共有ができる体制を構築する必要があります。

医療機関は、受診するこどもの外傷などから、身体的虐待が疑われる事案の早期発見に重要な役割を果たしていることから、被虐待児の診療経験などを共有することにより、医療現場における虐待対応の向上を図る必要があります。また、虐待事案に限らず、こどもやその保護者の心身の問題に対応する中で、養育支援が必要と思われる家庭について幅広く相談できるように、日頃から児童相談所や市町村と連携・情報共有ができる体制を構築することが重要です。

(2) 対策

- i. これまで、すべての児童相談所への警察職員の配置や、警察本部におけるこどもの安全確保に従事する警察官の増員、モデルハウスを活用した児童相談所と警察による児童虐待対応強化（立入調査、臨検・搜索の技術向上等）のための大規模な合同研修を行ってきましたが、引き続き体制及び連携の強化を図り、こどもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。
- ii. 児童相談所と警察においては、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところですが、県だけでなく、市（今後児童相談所を開設する船橋市、柏市を含む。）が設置する児童相談所でも県警との間で情報共有を可能とする新システムの構築などにより、一層の連携強化を図ります。
- iii. 教職員が、児童虐待の防止及び適切な早期発見を行えるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。
- iv. 教職員や保育所の保育士等の、児童虐待に対する対応力の向上を図るため、研修内容を充実させます。

- v. 医療機関やその従事者を中心とした児童虐待対応のネットワークにおいて、知識や経験の共有、相談・助言等を行う取組を強化し、児童虐待に対する対応力の向上や、こどもへの心のケアの充実を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・教育機関や医療機関の職員を対象とした研修の実施 など
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	学校に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、こどもやその保護者への支援の充実を図ります。 また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係機関等と連携した取組の充実を図ります。
スクールロイヤー活用事業	教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談等を実施します。
児童虐待防止医療ネットワーク事業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図ります。
子どもの心の診療ネットワーク事業	こどもの心のケアに関する様々な問題に対応するため、拠点病院を中核としたネットワークを作り、こどもの心のケアに関する支援体制の構築を図ります。

第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

1 社会的養護が必要なこどもたち（将来推計）

社会的養護とは、保護者のいないこどもや、虐待等の理由により保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」を理念として行われます。

県は、家庭養育優先原則のもと、予防的支援を中心とした家庭への支援を行う一方で、家庭での生活がこどもの成長や発達に悪影響を及ぼすリスクや、こどもと家庭への支援の状況を考慮し、必要な場合には、こどもを適切に保護し、里親委託や施設入所の措置を行う必要があります。

令和5年度に、有識者や社会的養護関係者を中心としたワーキンググループが、県内の社会的養護経験者等を対象に行った調査（以下「WG調査」という。）では、児童相談所や児童養護施設の職員に対する感謝の声が多く寄せられており、今後も社会的養護が必要なこどもへの支援の充実に取り組んでまいります。

（1）児童福祉法改正等を踏まえた計画の見直し

平成28年の改正児童福祉法の理念を具体化するために国が示した「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育優先原則により、特に就学前のこどもについては、原則として、施設への新規入所を停止し、里親への包括的支援を抜本的に強化することで、里親による養育を推進することとされました。国からは、令和11年度までの里親等委託率の目標として、乳幼児にあっては75%以上、学童期以降にあっては50%以上とすることが示されています。

そして、施設については、里親への委託が適当でないケアニーズの高いこどもに対して、できる限り良好な家庭的環境のもとで、質の高い個別的なケアを行うため、小規模かつ地域分散化された環境を確保することとされました。

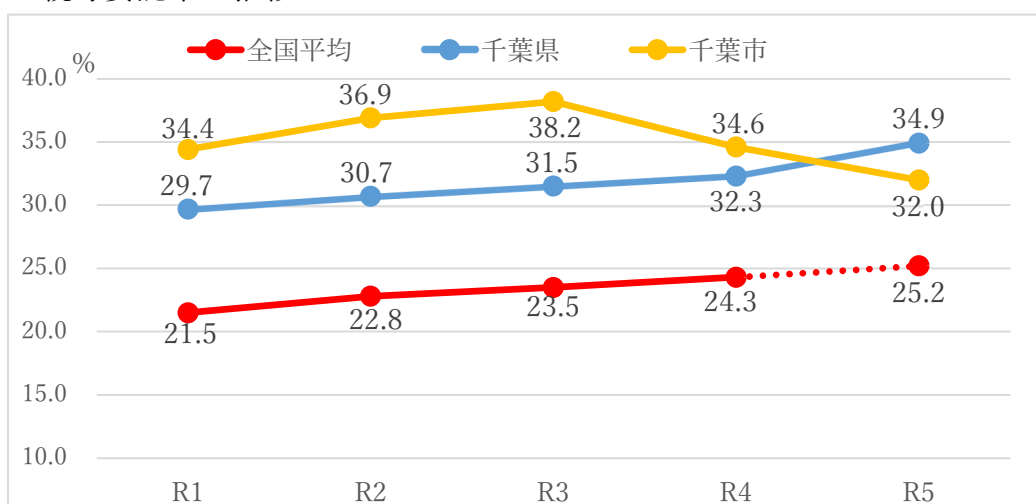
また、令和4年の児童福祉法の改正では、里親支援をさらに強化するため、新たに里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられたことから、県としても、里親支援センターの設置を進めるとともに、里親委託の推進と施設の小規模かつ地域分散化を一層進め、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を実現していく必要があります。

本計画では、令和１１年度までの目標を設定し、その実現に向けて取り組んできましたが、令和４年の児童福祉法の改正などを踏まえ、取組と目標を見直します。

（２）里親等委託率

「里親等委託率」とは、家庭で適切な養育が受けられないため里親や施設のもとで生活しているこどものうち、里親やファミリーホームといった家庭と同様の養育環境で生活しているこどもの割合を表す指標です。

○里親等委託率の推移



※千葉県の数値は千葉市を除く

出典：児童家庭課調べ

○里親等委託率の算出方法

$$\text{里親等委託率（％）} = \left(\text{①} + \text{②} \right) \div \left(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} \right) \times 100$$

- ①里親に委託されている児童数（年度末時点）
- ②ファミリーホームに委託されている児童数（年度末時点）
- ③児童養護施設に入所している児童数（年度末時点）
- ④乳児院に入所している児童数（年度末時点）

※児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームなどに入所している児童は含まれません。

本県では、虐待等の理由により家庭で暮らすことが困難なこどもが家庭における養育環境と同様の環境で養育されるよう里親委託の推進に取り組んだ結果、里親等委託率は全国の数値を上回って順調に推移しています。しかし、国から示されている里親等委託率は非常に高い数値目標であることから、里親委託の推進に向けた取組を、更に強化する必要があります。

今回の計画の見直しに当たっては、本県の社会的養護の現状を踏まえ、里親等委託率の目標値を改めて設定することとしました。

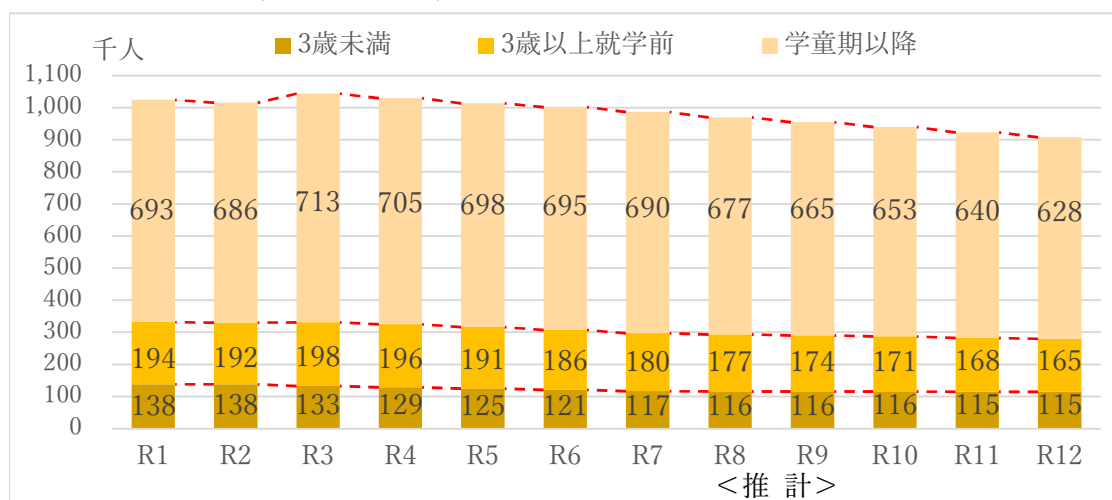
(3) 里親や施設による養育を必要とするこどもの数

ここでは、里親等委託率の目標値の設定や、将来的に必要な施設の定員についての分析を行うため、家庭での養育が困難なことから、里親や児童養護施設などによる養育を必要としているこどもの数を推計します。

推計については、国が指定する3つの年齢区分（3歳未満（0～2歳）、3歳以上就学前（3～6歳）、学童期以降（7～19歳））で行い、里親等委託率の対象となる、里親、ファミリーホームに委託されているこども、児童養護施設、乳児院に入所しているこどもを対象とします。

まず、こどもの人口について推計を行いました。推計にあたっては、千葉県毎月常住人口調査や国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口を活用しています。

○こどもの人口（0歳～19歳）の推計



出典：「千葉県年齢別・町丁字別人口」、「国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口」、児童家庭課調べ

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本県においてもこどもの人口は減少傾向にあり、今後も減少する見込みです。

一方で、児童相談所における児童虐待相談対応件数や一時保護件数については、ここ数年横ばいで推移しており、里親や施設において生活しているこどもの数も、増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況が続いています。

○里親や施設において生活しているこどもの数の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
3歳未満	113	133	101	85	103
3歳以上就学前	224	206	216	202	187
学童期以降	932	948	957	1,012	983
計	1,269	1,287	1,274	1,299	1,273

出典：「福祉行政報告例」

また、里親への委託や施設への入所などの方針が決定したものの、適切な委託先が見つからないため、一時保護所などで待機しているこどもがいることから、これを里親や施設による養育が必要なこどもの需要として、推計に含めることとします。

○施設入所等の待機児童数の推移

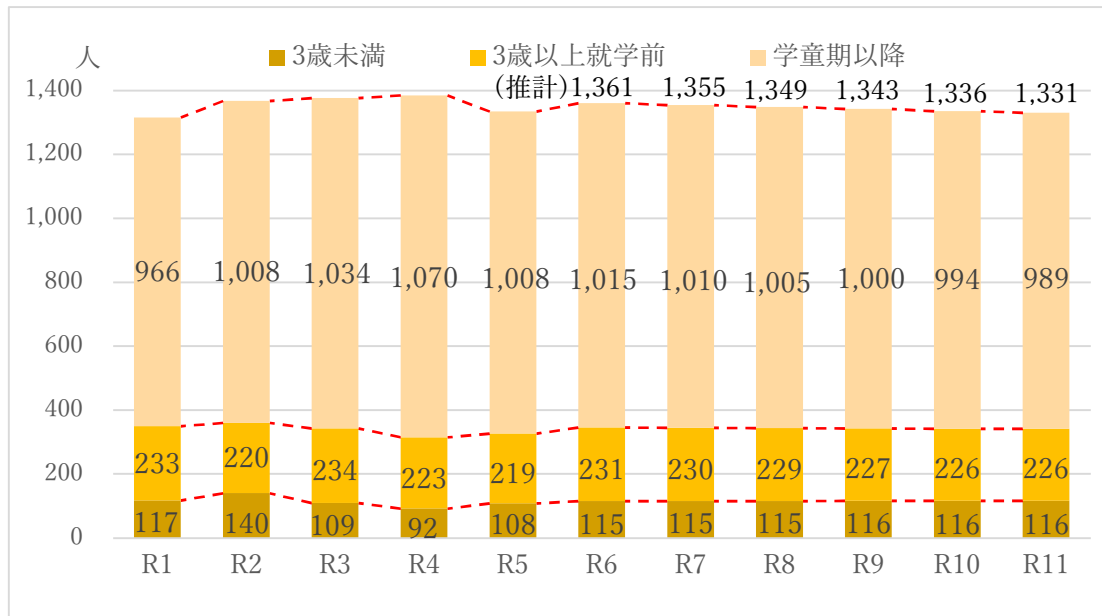
年 度	R1	R2	R3	R4	R5
待機児童数	47	82	104	87	62

※障害相談や非行相談に関するものは除きます

出典：「福祉行政報告例」

こどもの人口は減少しているものの里親や施設において生活しているこどもの数はほぼ横ばいの状況が続いていることや、里親委託や施設入所の潜在的な需要を踏まえて、里親や施設による養育が必要なこどもの数を令和11年度まで推計したところ、緩やかに減少していくものの、ほぼ横ばいの状況で推移するという結果になりました。

○里親や施設による養育が必要なこどもの数（推計）



出典：児童家庭課調べ

（４）里親等委託率の目標の設定

里親や施設による養育が必要なこどもの数の推計に基づき、本計画における里親等委託率の目標を設定します。

里親等委託率は、全国的に児童相談所の設置自治体ごとに算定しており、こども家庭庁が公表している里親等委託率の状況についても、児童相談所を設置する都道府県、政令市、中核市ごとの数値で示されています。このため、政令市である千葉市は独自に児童相談所を設置していることから、千葉市における里親等委託率を算定し、千葉県では千葉市を除く53市町村の里親等委託率を算定し、公表しています。

また、本県では、総合計画をはじめとする関連計画に里親等委託率の目標が設定されていますが、その目標値は千葉市を除いたものとなっており、千葉市においても、市独自の目標を設定し、里親委託に取り組んでいるところです。

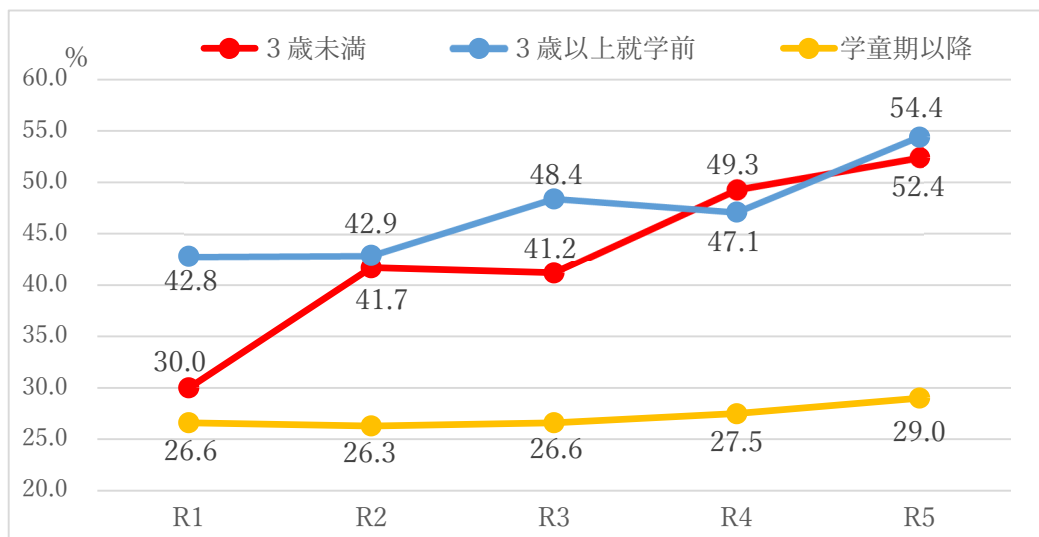
本計画では、県と市で一つの目標を設定しているところですが、里親等委託率については、これまでの経緯を踏まえ、別々に目標を設定しています。

里親等委託率については、里親や施設による養育が必要なこどもの数全体で計算した一つの数値しかありませんでしたが、本計画においては、国が指定する3つの年齢区分（3歳未満（0～2歳）、3歳以上就学前（3～6歳）、学童

期以降（7～19歳）において、目標を設定する必要があります。

国の指定する年齢区分別の里親等委託率は以下のとおり推移しています。

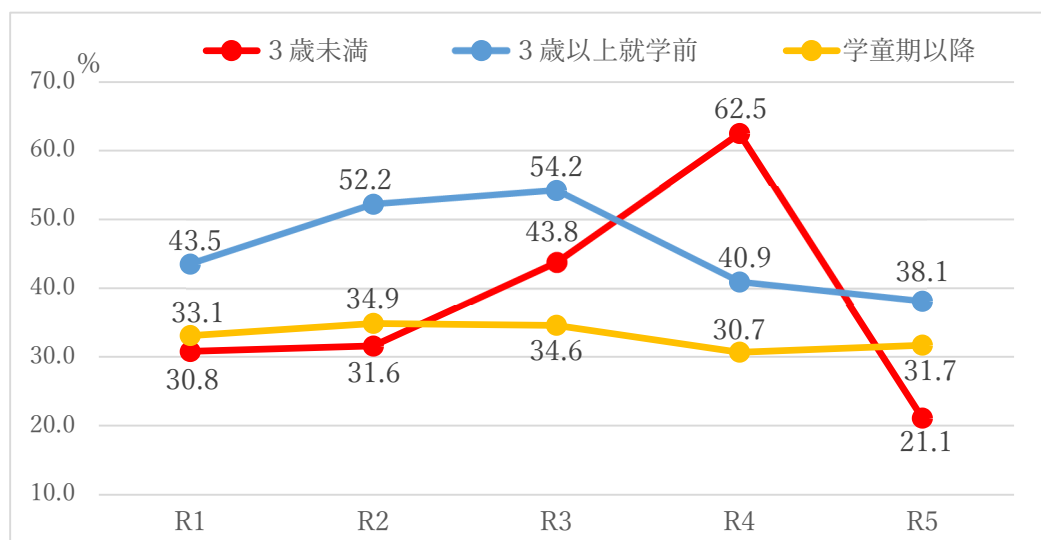
○【千葉県】年齢区分別の里親等委託率の推移



※千葉市を除く

出典：児童家庭課調べ

○【千葉市】年齢区分別の里親等委託率の推移



出典：千葉市こども家庭支援課調べ

千葉県の実況を見ても、3歳未満と3歳以上就学前の乳幼児の委託率が高い状況が続いており、学童期以降についても、委託率は低いですが順調に増加しています。

千葉市の状況を見ても、3歳以上就学前の3～6歳の幼児の委託率が非常に高くなっており、3歳未満の委託率があまり高くない状況になっています。

(5) 千葉県の目標

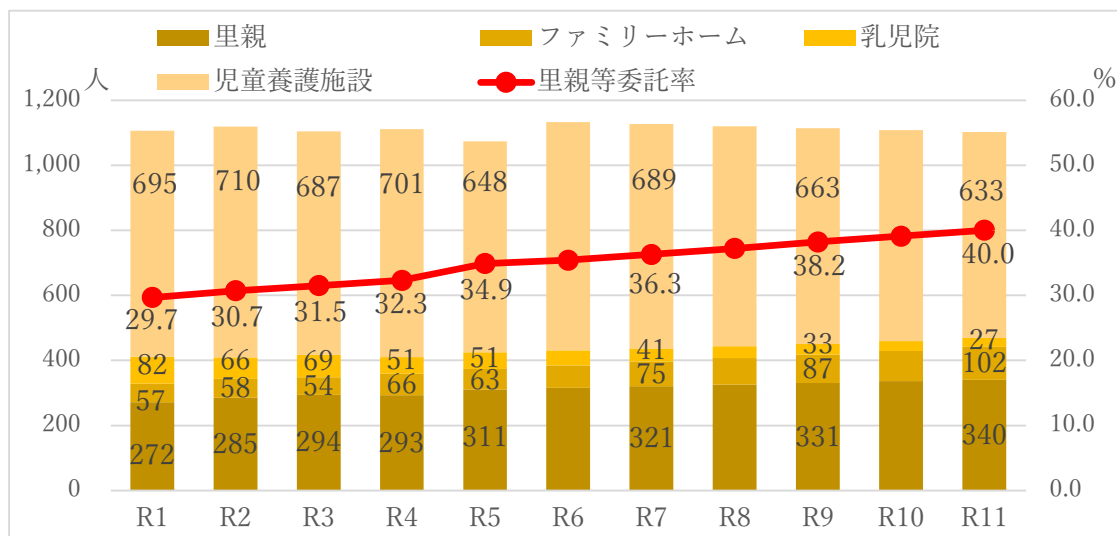
千葉県の里親等委託率（全体）については、計画の終期である令和11年度までに、40%を目指すこととします。

国が指定する3つの区分について、国は令和11年度までに乳幼児については75%以上、学童期以降については50%以上とする目標設定を掲げていることから、本県においても最終的には75%と50%を達成することを目標としますが、本計画の期間においては、3歳未満は75.9%、3歳以上就学前は55.4%、学童期以降は33.3%を目標とします。

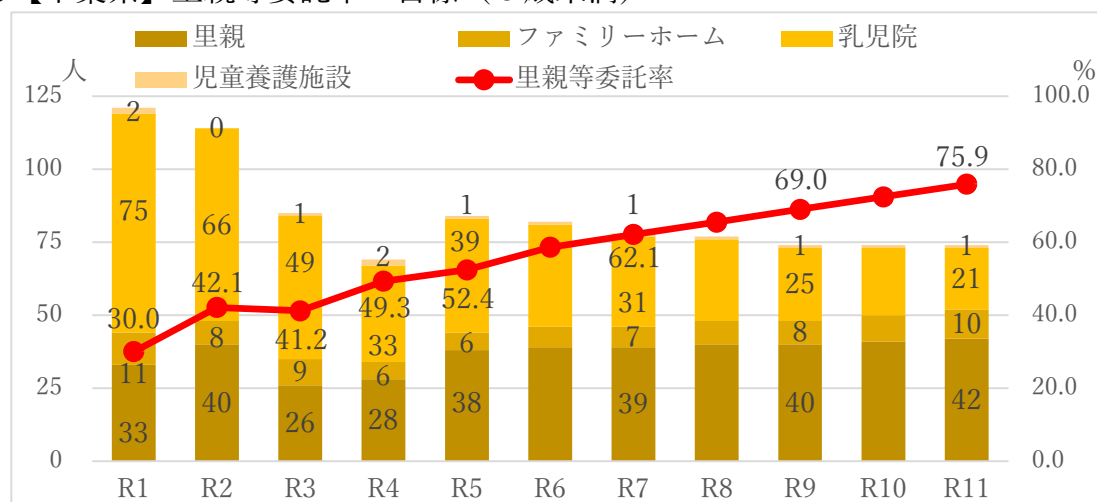
○【千葉県】里親等委託率の目標

年 度	R1	R5	R7	R9	R11	最終 目標
3歳未満	30.0%	52.4%	62.1%	69.0%	75.9%	-
3歳以上就学前	42.8%	53.6%	54.1%	54.8%	55.4%	75.0%
学童期以降	26.5%	29.3%	30.3%	31.8%	33.3%	50.0%
合 計	29.7%	34.9%	36.3%	38.2%	40.0%	-

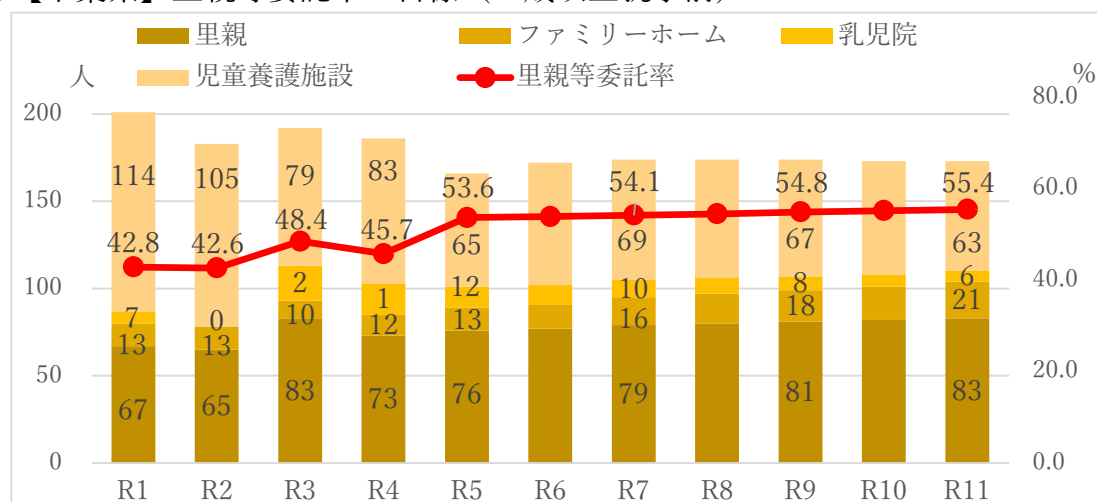
○【千葉県】里親等委託率の目標（全体）



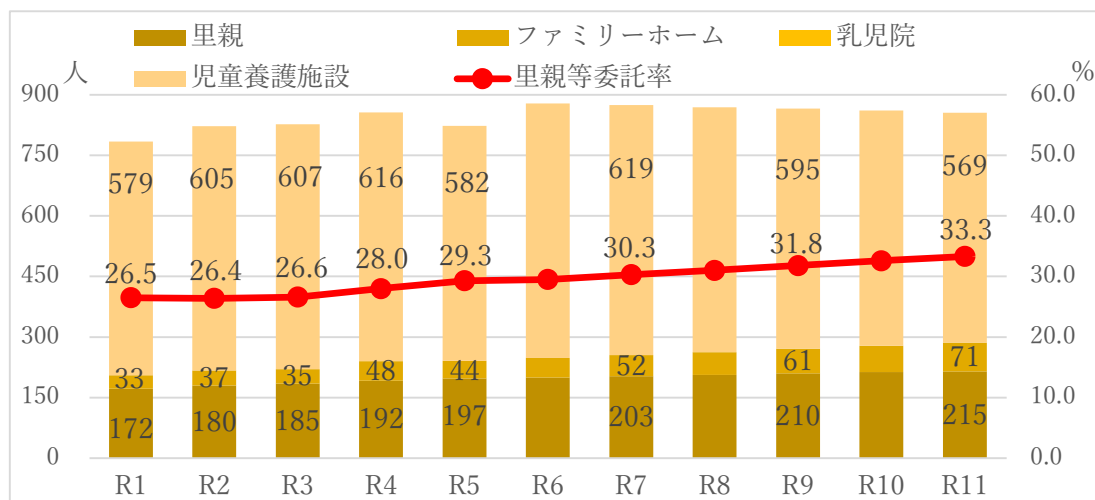
○【千葉県】里親等委託率の目標（3歳未満）



○【千葉県】里親等委託率の目標（3歳以上就学前）



○【千葉県】里親等委託率の目標（学童期以降）



この里親等委託率を達成するためには里親やファミリーホームの数を増やす必要があることから、登録里親数とファミリーホームの設置数についても、目標を設定することとします。

○【千葉県】登録里親数の目標

年 度	R1	R5	R7	R9	R11
登録里親数	567 組	753 組	802 組	851 組	900 組
里親への委託児童数	272 人	311 人	324 人	332 人	340 人

○【千葉県】ファミリーホームの設置数の目標

年 度	R1	R5	R7	R9	R11
ファミリーホーム数	15	16	19	22	25
委託児童数	57 人	66 人	79 人	93 人	103 人

(6) 千葉市の目標

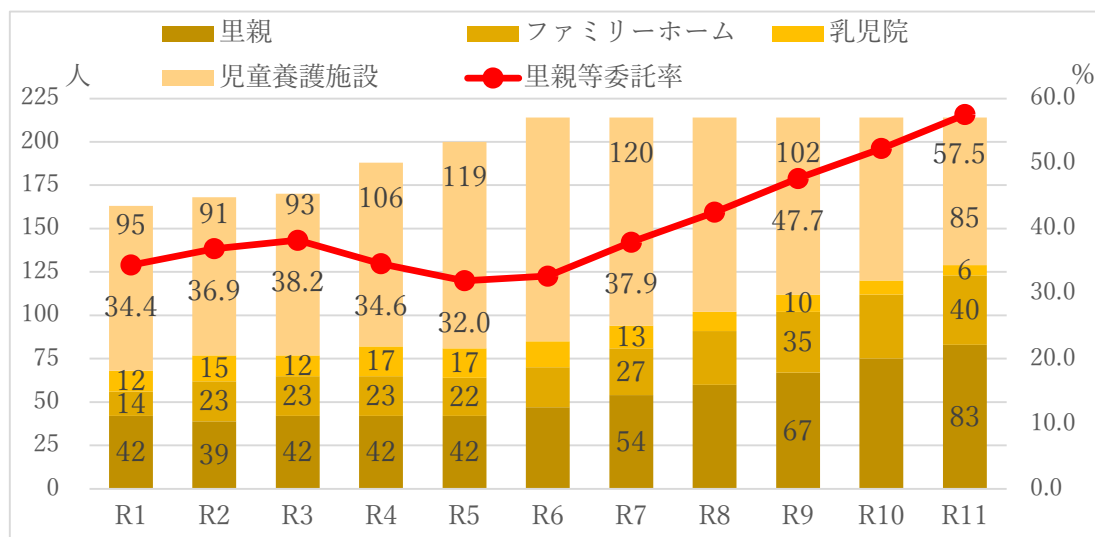
千葉市においては、里親等委託率（全体）について、計画の終期である令和11年度までの5年間で57.5%を目指すこととします。

国の指定する3つの区分について、最終的には75%と50%を達成することを目指します。

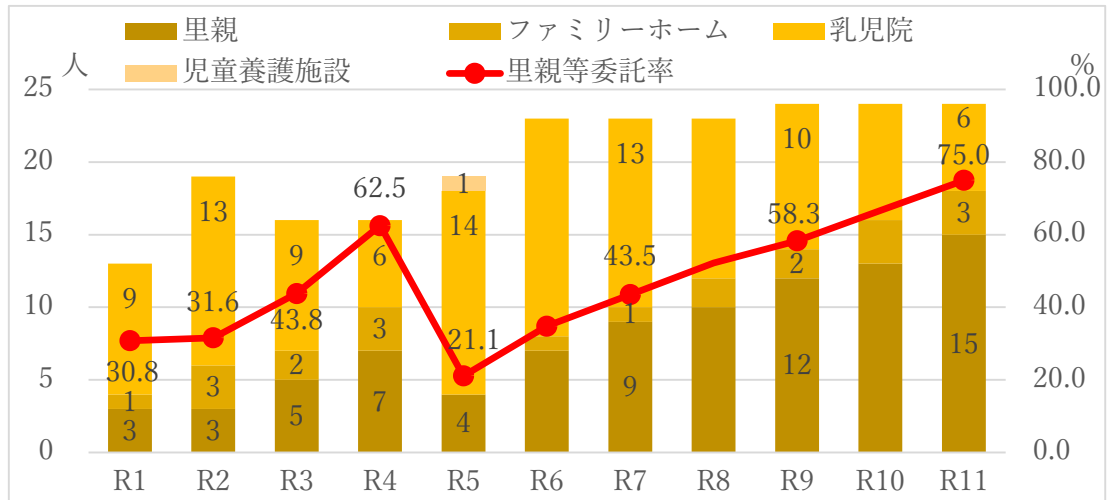
○【千葉市】里親等委託率の目標

年 度	R1	R5	R7	R9	R11
3歳未満	30.8%	21.1%	43.5%	58.3%	75.0%
3歳以上就学前	43.5%	38.1%	48.8%	62.5%	75.0%
学童期以降	33.1%	31.7%	34.0%	42.0%	50.0%
合 計	34.4%	32.0%	37.9%	47.7%	57.5%

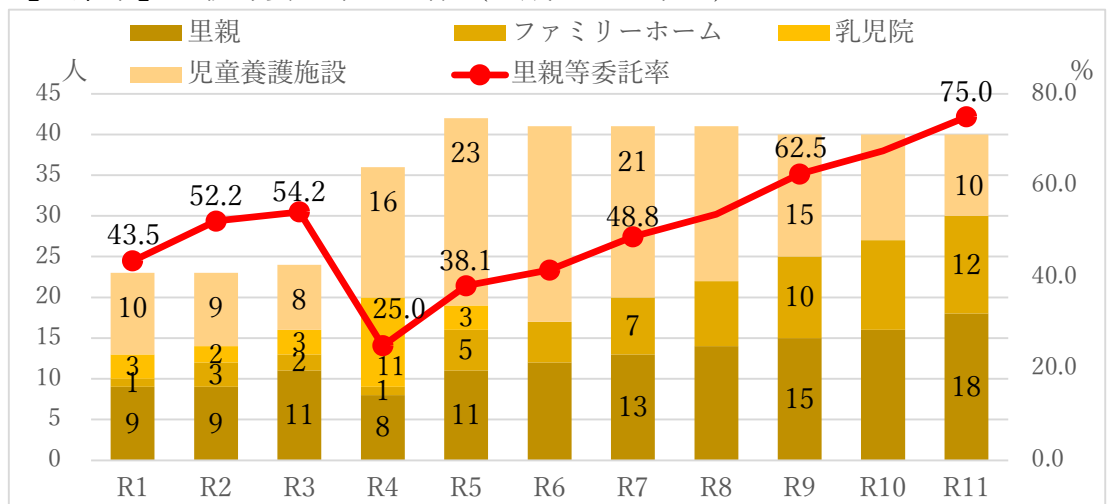
○【千葉市】里親等委託率の目標（全体）



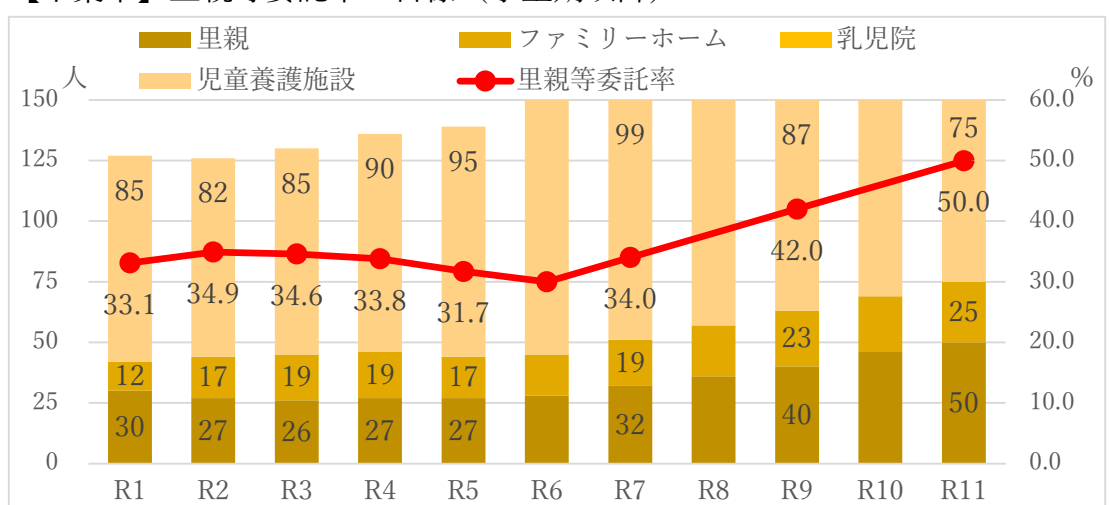
○【千葉市】里親等委託率の目標（3歳未満）



○【千葉市】里親等委託率の目標（3歳以上就学前）



○【千葉市】里親等委託率の目標（学童期以降）



この里親等委託率を達成するためには里親やファミリーホームの数を増やす必要があることから、登録里親数とファミリーホームの設置数についても、目標を設定することとします。

○【千葉市】登録里親数の目標

年 度	R1	R5	R7	R9	R11
登録里親数	86 組	109 組	129 組	161 組	192 組
里親への委託児童数	42 人	42 人	54 人	67 人	83 人

○【千葉市】ファミリーホームの設置数の目標

年 度	R1	R5	R7	R9	R11
ファミリーホーム数	4	6	6	7	8
委託児童数	14 人	22 人	27 人	35 人	40 人

2 里親委託の推進

(1) 現状と課題

里親登録数は年々増加しており、養育里親の登録数も増えていますが、家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の理念のもと、里親委託を推進していくためには、さらに登録数を増やしていく必要があります。里親はこどもが欲しい家庭のための制度ではなく、こどもの最善の利益を考え、こどもが健やかに成長できるように家庭と同様の環境で養育するための制度であることを、より多くの方に理解していただき、里親登録数が増えるよう取組を強化していく必要があります。

○【千葉県】里親委託の状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
登録里親数	567 組	585 組	643 組	694 組	753 組
養育里親数	477 組	500 組	552 組	607 組	664 組
うち専門里親数	20 組	18 組	20 組	20 組	21 組
養子縁組里親	256 組	275 組	318 組	361 組	395 組
親族里親数	34 組	33 組	33 組	36 組	38 組
児童を委託している里親数 (登録里親数に対する割合)	211 組 37.2%	226 組 38.6%	231 組 35.9%	238 組 34.3%	263 組 34.9%
里親への委託児童数	272 人	285 人	294 人	293 人	311 人

出典：「福祉行政報告例」

○【千葉市】里親委託の状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
登録里親数	86 組	92 組	98 組	102 組	109 組
養育里親数	60 組	66 組	75 組	79 組	86 組
うち専門里親数	6 組	6 組	6 組	6 組	5 組
養子縁組里親	23 組	23 組	21 組	21 組	21 組
親族里親数	4 組	3 組	2 組	2 組	2 組
児童を委託している里親数 (登録里親数に対する割合)	32 組 37.2%	32 組 34.8%	35 組 35.7%	34 組 33.3%	36 組 33.0%
里親への委託児童数	42 人	39 人	42 人	42 人	42 人

出典：「福祉行政報告例」

現状として、里親の登録数は増加していますが、こどもを委託している里親の割合は、それほど増えていません。里親の登録数を増やす取組に加えて、こどもを委託されていない未委託里親への委託を進めていく必要がありますが、一方で乳児など低年齢児の委託を希望する里親が多いため、高齢児の委託がなかなか進まないという課題もあります。

里親の養育技術の向上を図るための研修の実施や支援の充実についても、今まで以上に取り組まなくてはなりません。里親の増加に伴い初めてこどもを委託される里親も増えてきており、里親が安心してこどもの養育ができるよう、また里親が委託されたこどもに適切な養育ができなくなることがないように、支援を強化していくことが重要です。さらに、親の虐待や不適切な養育等による問題行動や心身の問題により養育里親では対応が難しいこどもが増えていることから、専門里親を増やすための取組も強化する必要があります。

また、計画前期において、里親に関する業務のフォスティング機関（里親養育包括支援機関）への包括的な業務委託を実施していますが、今後、里親支援をさらに強化するため、令和6年4月に児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターの設置を進めていく必要があります。なお、千葉市においても包括的な業務委託を実施しているところであり、児童相談所と委託事業者が連携し、取組を強化していく必要があります。

最後に、養子縁組についてです。養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組があり、家庭に戻ることができないこどもについては、こどもと養育者の間に法的安定性を与え、こどもの健全な育成を図ることが期待できるため、養子縁組を推進していく必要があります。

○児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
特別養子縁組の成立件数	11(0)	4 (1)	4(0)	7(1)	7(0)

※カッコ内は、うち千葉市の成立件数

出典：「福祉行政報告例」

また、家庭に戻ることができないこどもと養子縁組を希望する養育者を結びつける取組は、民間の養子縁組あっせん事業者も実施しています。民間の養子縁組あっせん事業者は、県や千葉市が事業の認可を行っていますが、養子縁組

はこどもの最善の利益を実現するために行われる必要があることを踏まえて、民間の事業者との情報共有や連携についても、検討する必要があります。

(2) 対策

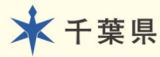
- i. 里親制度をより多くの人たちに知ってもらい里親の登録数を増やすため、里親に関心がある方などを対象としたイベントである里親大会や、児童相談所の管轄区域ごとに里親制度説明会を開催するとともに、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化します。
- ii. 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修に加え、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、こどもを委託されていない里親に対するトレーニング事業を実施するなど、里親向けの研修を強化し養育技術の向上を図るとともに、里親が研修に参加しやすいよう、引き続き研修に要する費用を補助します。
- iii. 里親の養育にあたっての負担を軽減するため、こどもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援、里親賠償責任保険加入への補助、里親等が相互交流・情報交換できる里親サロン設置、里親会への入会案内、一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）などの養育支援に関する取組を進めます。
- iv. 里親に対する支援を強化するため、引き続き児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専門員を配置します。また、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援できる体制を構築します。
- v. 専門里親が増加しない原因等を調査し、課題を踏まえた上で、専門里親を増やす取組について、検討を進めます。
- vi. 他県の先行事例等を参考に、令和6年4月に児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターの設置を進めます。
- vii. 里親措置費の請求に係る里親の負担軽減を図るとともに、里親への各種情報提供を充実させるため、里親委託関連業務のシステム化を検討します。
- viii. 養子縁組を推進するため、養子縁組民間あっせん機関からあっせんを受けた養親希望者に対して、引き続きあっせん費用を助成します。

(3) 主な事業

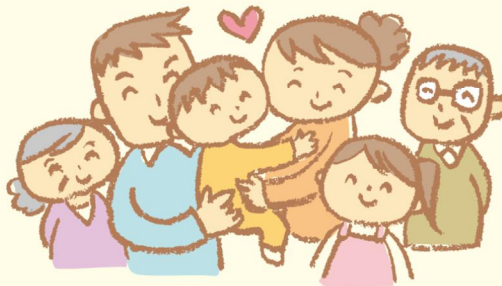
事業名	概要
里親委託を推進する事業	里親委託を推進するため、里親制度への認知度の向上と里親登録数の増加（新規開拓）、里親の養育技術の向上（資質向上）、里親の養育に対する支援体制の構築（養育支援）を行います。
（新規開拓）	里親制度の普及・啓発のため、里親大会や里親制度説明会を開催します。啓発物品の作成・配布や里親制度啓発パネルの貸出しを行います。
（資質向上）	里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修などを行います。
（里親支援）	こどもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助などを行います。
児童保護措置費 児童保護県単措置費	里親にこどもを委託したことにより要する生活費等を負担します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	里親に委託しているこどもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。

(4) 目標

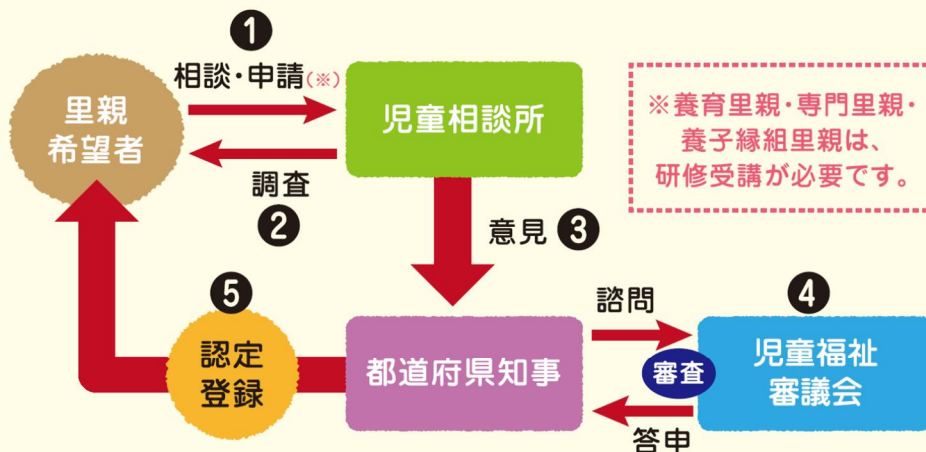
項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
里親等委託率 (千葉県)	全体 27.9% (平成30年度)	全体 34.9% (令和5年度)	全体 40.0% 3歳未満 75.9% 3歳以上 就学前 55.4% 学童期以降 33.3%	令和11年度
里親等委託率 (千葉市)	全体 30.1% (平成30年度)	全体 32.0% (令和5年度)	全体 57.5% 3歳未満 75.0% 3歳以上 就学前 75.0% 学童期以降 50.0%	令和11年度
登録里親数 (千葉県)	586組 (平成30年度)	753組 (令和5年度)	900組	令和11年度
登録里親数 (千葉市)		109組 (令和5年度)	192組	令和11年度
里親支援センター 設置数		未設置	4施設	令和11年度



里親制度



里親希望から登録までの流れ



里親として登録を受けたら

児童相談所で保護した子どもの保護者が里親への委託を承諾した場合等に、その子どもや里親の状況を考慮して、児童相談所が子どもに合った里親を選び委託します。

登録期間

登録期間は5年です。登録後5年経過時に見直しが行われます。その際に、継続意思の確認をし、継続する場合には登録時と変わったことや希望する子どもの条件などを再確認して、再度審議会に登録の更新を審査いたします。

3 ファミリーホームへの支援と設置の推進

(1) 現状と課題

○【千葉県】ファミリーホームの状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
事業所数	15	14	14	17	16
定員	88	82	82	100	94
委託児童数	57	58	52	65	66

※委託児童数は年度末現在 出典：「福祉行政報告例」

○【千葉市】ファミリーホームの状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
事業所数	4	6	6	6	6
定員	24	36	36	36	36
委託児童数	14	23	23	23	22

※委託児童数は年度末現在 出典：「福祉行政報告例」

ファミリーホームは、虐待等により家庭で暮らすことができないこどもたちを養育者自身の家庭において預かる点で里親と同様ですが、最大で5～6名のこどもの委託を受けて養育を行う里親型のグループホームであり、家庭における養育環境と同様の養育環境を実現しています。ファミリーホームの数も委託されているこどもの数も年々増加しており、県としても設置を推進しています。

本県の特徴として、全てのファミリーホームについて、里親や元施設従事者などの個人が運営しており、これまで社会福祉法人等が運営しているものではありません。そのため、養育は運営者とその家族が中心となっていることが多く、こどもの養育環境として理想的な状況ですが、養育者にかかる負担は大きくなっています。ファミリーホームは養育の経験が豊富で専門性の高い事業所も多いため、親からの虐待等の影響により問題行動や心身の問題を抱えるなど養育が難しいこどもが委託される場合が多く、また一部のファミリーホームでは養育者が高齢化しているなどの課題もあることから、こどもが自立するまで、継続的に安定した運営ができるように支援を強化する必要があります。

また、限られた養育者及び補助者で多くのこどもたちを養育していることから、研修や情報交換等の機会を確保することが難しいため、養育技術の向上を

図るための仕組みを検討する必要があります。

(2) 対策

- i. ファミリーホームの開設に向けた相談・指導や備品購入等にかかる経費の補助を行い、ファミリーホームの設置を推進します。
- ii. ファミリーホームの養育者の資質の向上を図るため、研修等を強化するとともに、養育者が研修を受講しやすい環境の整備を検討します。
- iii. ファミリーホームの運営者の負担を軽減するため、近隣の児童家庭支援センターや児童養護施設が養育支援を行えるような連携体制の構築を進めます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童保護措置費 児童保護県単措置費	ファミリーホームにこどもを委託したことにより要する人件費や生活費等を負担します。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	ファミリーホームにおいて、こどもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	ファミリーホームに入所しているこどもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。 また、新たにファミリーホームを開設する場合に必要な上記の費用についても補助します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
ファミリーホームの数	18か所 (平成30年度末)	23か所 (令和7年4月)	33か所	令和11年度

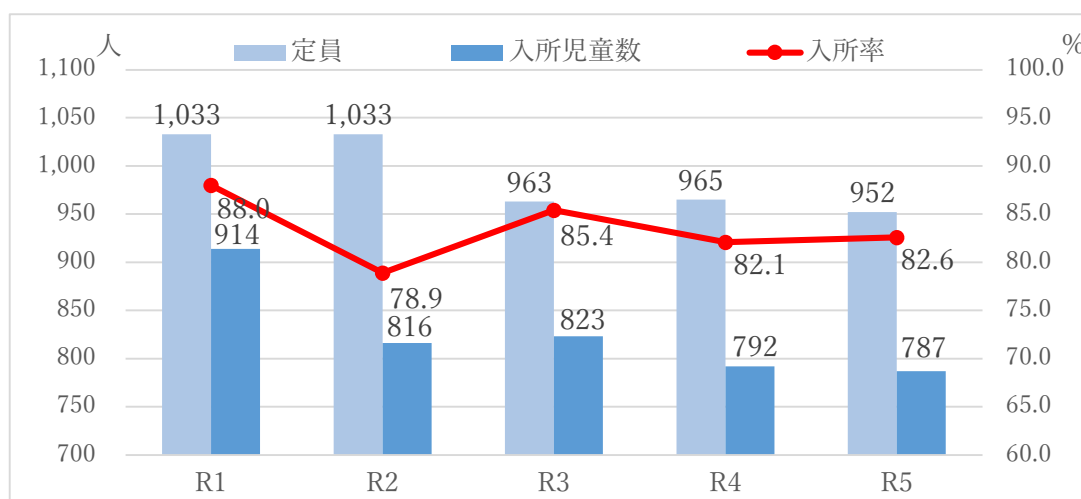
4 施設における家庭的養育の推進

(1) 現状と課題

本県には、児童養護施設が22施設、乳児院が7施設、児童自立支援施設が1施設あります。また、平成28年度から、特に心理的な問題により日常生活の多岐に渡り支障をきたしているこどもを対象とした入所施設である児童心理治療施設を設置し、社会的養護が必要なこどもたちへの支援の充実を図っているところです。

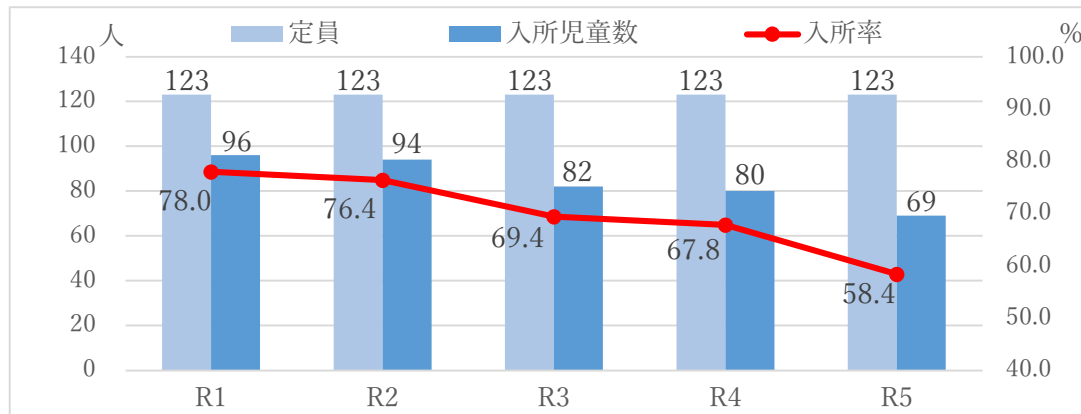
本県の社会的養護においては、乳児院や児童養護施設が大きな役割を担っており、施設の小規模化等により定員は減少していますが、依然として入所率は高い状況が続いています。

○児童養護施設の入所者数の推移



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

○乳児院の入所者数の推移



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

出典：児童家庭課調べ

これらの施設における大きな課題が職員の確保、育成です。各施設では、小規模化・地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換に向けた取組を進め、小規模化等が進んだ一方、こどもたちを支援する職員確保が課題となっています。施設で直接こどもたちのケアを行うのは、児童指導員や保育士となりますが、児童指導員については全国的な児童相談所の職員の増員、保育士については保育所における保育士不足などと人材が重なっており、施設では夜勤や宿直、休日の出勤もあるため、採用が難しい状況が続いていることから、県としても支援を行う必要があります。

また、新しい社会的養育ビジョンによれば、今後、施設で養育するこどもたちは、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難なこどもなど、ケアニーズの高いこどもたちとなります。職員の採用が困難である一方で、中堅職員の退職などにより、経験が少ない職員が増えている施設も多いことから、今まで以上に職員の資質の向上に取り組む必要があります。

さらに、職員を施設に定着させるためには、職員のモチベーションを維持、向上させることが必要であり、労働環境の改善に加えて、職員自身が成長やキャリアアップを実感できるように、施設が職員一人ひとりに合わせた育成プランを考え、研修等の機会を与えることが重要です。

○各施設（児童養護施設・乳児院）の職員の平均経験年数の状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
20 年以上の施設	0	0	2	2	2
15 年以上、20 年未満の施設	2	2	0	0	0
10 年以上、15 年未満の施設	7	4	4	8	9
5 年以上、10 年未満の施設	15	20	18	15	13
5 年未満の施設	2	0	2	1	2

※民間の児童養護施設（19施設）、乳児院（7施設）が対象

※職員数は各年度4月1日時点

※施設ごとに、本体施設（地域小規模児童養護施設等を除く）で勤務する職員が児童養護施設等で勤務した年数の平均を算出し分類しています

出典：児童家庭課、千葉市こども家庭支援課調べ

施設において「できる限り良好な家庭的環境」での養育を実現するためにも、引き続き小規模化等に向けた施設の改築や建替、地域小規模児童養護施設の設置に対し、支援をしていく必要があります。

施設の高機能化や多機能化・機能転換にあたっては、各施設の特色を生かして進めることが重要です。既に地域や市町村などの関係機関と連携した取組を実施している施設や一時保護専用施設を設置している施設もありますが、それぞれの施設において社会的養護が必要なこどもたちを支援してきた実績や経験、地域や市町村とのつながりをうまく活用した機能転換が行えるように支援する必要があります。

○児童養護施設の小規模グループケア実施施設数

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総施設数	20(3)	20(3)	20(3)	20(3)	21(3)	22(3)
実施施設数	15(3)	14(3)	15(3)	16(3)	19(3)	20(3)

※各年度末現在。カッコ内は、うち千葉市所管施設数

○乳児院の小規模グループケア実施施設数

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総施設数	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)
実施施設数	4(0)	4(0)	5(1)	5(1)	4(1)	6(1)

※各年度末現在。カッコ内は、うち千葉市所管施設数

○児童養護施設の小規模グループケア数

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本園	63(16)	60(16)	70(16)	73(16)	87(15)	89(15)
地域小規模児童養護施設	18(4)	18(4)	20(4)	20(3)	19(3)	20(3)
分園型小規模グループケア	3(0)	5(0)	6(0)	6(1)	8(2)	8(2)

※各年度末現在。カッコ内は、うち千葉市所管施設数

※小規模グループケアとは、6人程度の小規模なグループ単位ごとに、居室、居間、台所、浴室、トイレなどを完備した家庭に近い環境において養育を行うことです。本体施設に複数のユニットを整備して行う場合と、本体施設の敷地とは別の場所で行う場合があります、後者を「分園型小規模グループケア」といいます。

※地域小規模児童養護施設とは、本体施設とは別の場所で、家庭と同様の居住環境で養育を行うための小規模な施設（定員6名）です。

○乳児院の小規模グループケア数

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本園	9(0)	9(0)	13(4)	13(4)	12(4)	14(4)
分園型小規模グループケア	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)

※各年度末現在。カッコ内は、うち千葉市所管施設数

※小規模グループケアとは、6人程度の小規模なグループ単位ごとに、居室、居間、台所、浴室、トイレなどを完備した家庭に近い環境において養育を行うことです。本体施設に複数のユニットを整備して行う場合と、本体施設の敷地とは別の場所で行う場合があります、後者を「分園型小規模グループケア」といいます

出典：児童家庭課、千葉市こども家庭支援課調べ

(2) 対策

- i. 施設における職員の確保・育成に向けて、配置基準以上の職員を配置した場合の補助や、職員の研修に要する費用の補助等を実施してきたところですが、取組を強化します。
- ii. 施設において、他の職員の育成や指導、入所しているこどものケースマネジメントなどができる中心的な役割を担う職員を育成するため、より高度な知識、技能の習得や指導力の向上を図る研修を実施します。
- iii. 児童養護施設等の小規模化・地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設の設置や、老朽化した施設の建替、本体施設の小規模化に向けた改築等を支援します。
- iv. 施設の高機能化や多機能化・機能転換に向けた取組について、各施設と適宜情報交換を行い、それぞれの施設の実情に応じた支援を実施します。
- v. 児童心理治療施設の安定した運営に向けて、施設と協議しながら、支援や指導を行います。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童保護措置費 児童保護県単措置費	児童養護施設、乳児院等にこどもが入所したことにより要する人件費や生活費等を負担します。
次世代育成対策施設 整備交付金事業	施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、こどもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助を行います。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設、乳児院等において、こどもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設、乳児院等に入所しているこどもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。
基幹的職員研修事業	施設に入所しているこどもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施します。
乳児院等多機能化推進事業	乳児院や児童養護施設等において、地域で子育て中の家庭等からの相談に対する育児指導や、入所しているこどもへの医療的なケア、障害児等の受入体制の強化を実施する施設に対し支援を行います。
児童養護施設等体制強化事業	児童養護施設等において、人材確保し、こどもの受入体制を強化するため、児童指導員等を目指す方を、職員として雇用する施設に対し補助を行います。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
施設の小規模化の実 施状況	20施設 (平成30年度末)	22施設 (令和5年度末)	全施設	令和11年度
地域小規模児童養護 施設・分園型小規模グ ループケアの実施数	25か所 (平成30年度末)	31か所 (令和5年度末)	40か所	令和11年度

(5) 施設一覧

○児童養護施設

施設名	所在地	運営主体	定員
富浦学園	南房総市	千葉県	76
平和園	市原市	(福)星光会	30
恩寵園	船橋市	(福)恩寵園	60
成田学園	成田市	(福)成田山福祉財団	42
香取学園松葉寮	東庄町	(福)香取学園	60
子山ホーム	いすみ市	(福)チルドレン・パラダイス	48
獅子吼園	茂原市	(福)獅子吼園	30
滝郷学園	旭市	(福)滝郷学園	36
螢雪学園	酒々井町	(福)螢雪学園	40
ひかりの子学園	館山市	(福)鉄研舎	30
野の花の家	木更津市	(福)一粒会	52
一宮学園	一宮町	(福)児童愛護会	48
東海学園	旭市	(福)東海学園	30
晴香園	松戸市	(福)晴香	35
望みの門かずさの里	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会	35
生活クラブ風の村 はぐくみの杜君津	君津市	(福)生活クラブ	36
びっき	袖ヶ浦市	(福)陽だまり	35
生活クラブ風の村 はぐくみの杜かしわ	柏市	(福)生活クラブ	30
実籾パークサイドハウス	習志野市	(福)福祉楽団	36
房総双葉学園	千葉市	(福)房総双葉学園	40
ほうゆう・キッズホーム	千葉市	(福)鳳雄会	50
千葉みらい響の杜学園	千葉市	(福)天佑会	42
22施設(県所管19、千葉市所管3)			921

※定員は令和7年4月1日時点

○乳児院

施設名	所在地	運営主体	定員
聖愛乳児園	いすみ市	(福)チルドレン・パラダイス	15
望みの門方舟乳児園	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会	9
コミュニティ長柄	長柄町	(福)共育の広場	15
ほうゆうベビーホーム	八千代市	(福)鳳雄会	29
生活クラブ風の村 はぐくみの杜君津 赤ちゃんの家	君津市	(福)生活クラブ	15
イーハトーブ	八街市	(福)開拓	15
エンジェルホーム	千葉市	(福)鳳雄会	20
7 施設（県所管 6、千葉市所管 1）			118

※定員は令和 7 年 4 月 1 日時点

○児童心理治療施設

施設名	所在地	運営主体	定員
望みの門木下記念学園	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会	25

※定員は令和 7 年 4 月 1 日時点

○児童自立支援施設

施設名	所在地	運営主体	定員
生実学校	千葉市	千葉県	70

※定員は令和 7 年 4 月 1 日時点

○母子生活支援施設

施設名	所在地	運営主体	定員 (世帯)
国府台母子ホーム	市川市	(福) 千葉ベタニヤホーム	30
FAH こすもす	木更津市	(福)一粒会	10
旭ヶ丘母子ホーム	千葉市	(福) 千葉ベタニヤホーム	40
青い鳥ホーム	船橋市	(福) 千葉ベタニヤホーム	20
4 施設（県所管 2、千葉市所管 1、船橋市所管 1）			100

※定員は令和 7 年 4 月 1 日時点

5 新たな施設の整備

(1) 現状と課題

新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、大舎制や中舎制をとっていた児童養護施設では、小規模化や地域分散化に取り組み、既に小規模化を進めていた施設においても、一つのユニットあたりの入所定員を減らすなど、更なる小規模化に取り組みました。

小規模化の取組により、できる限り良好な家庭的環境の整備が進む一方、本計画策定時、児童養護施設の大幅な定員減が生じる見込みであったことから、計画前期の令和6年度までに新たに2か所の児童養護施設を設置することを目標として取り組んだ結果、目標どおり設置することができました。

○児童養護施設における将来の意向等を踏まえた定員数の見込

年 度	R1	R5	R7	R11
定員数	1,033	972 人	916 人	837 人

出典：児童家庭課調べ

このように児童養護施設を新設し、定員確保の取組を進めていますが、県では児童虐待相談対応件数が横ばいの傾向を示す中、一時保護件数は増加傾向にあり、施設入所等の待機児童数は直近5年の平均で80名弱となるなど、社会的養護の受け皿が不足しています。

令和11年度までの里親や施設による養育が必要なこどもの推計数は緩やかに減少するものの、ほぼ横ばいの状況が続く見込みであり、今後、社会的養護の受皿不足が拡大してしまう可能性があります。

そのため、里親や施設による養育が必要なこどもの推計数や里親等委託率の目標等を踏まえて、改めて今後必要となる児童養護施設や乳児院の定員数について整理する必要があります。

(2) 児童養護施設に必要な定員数について

里親等委託率の目標を達成した場合に、児童養護施設への入所が必要となるこどもの数は、令和11年度末時点で718名となる見込みです。

○児童養護施設の入所児童数（年度末時点）の推計

年 度	R1	R5	R7	R9	R11
千葉県	695	648	689	663	633
千葉市	95	119	120	102	85
合 計	790	767	809	765	718

しかし、年度末は就職や進学等の理由により退所するこどもが多いことから、入所しているこどもの数が少ない時期であり、年間平均と年度末の入所児童数を比較すると、年間平均の入所児童数は、年度末の入所児童数の約1.1倍となっています。

○児童養護施設の入所状況の比較（年間平均と年度末）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
年間平均入所児童数	873	854	851	821	815
年度末入所児童数	790	801	780	807	767

※年間平均入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

出典：「福祉行政報告例」、児童家庭課調べ

また、施設の定員に空きがあっても、既に入所しているこどもの性別や年齢などによって、新たに入所するこどもの性別や年齢などに制約が生じる場合があることや、施設職員の急な退職などによる影響で一時的に受入が困難になる場合があることも考慮すると、定員に関しては入所児童数の見込みよりも多く設定する必要があります。各年度の月初において、最も入所者が多かったときの入所率を見ると85～90%で推移していることから、現状の施設の受入体制においては、定員を1割程度多く見積もる必要があると考えられます。

○児童養護施設における最も多い入所児童数の推移

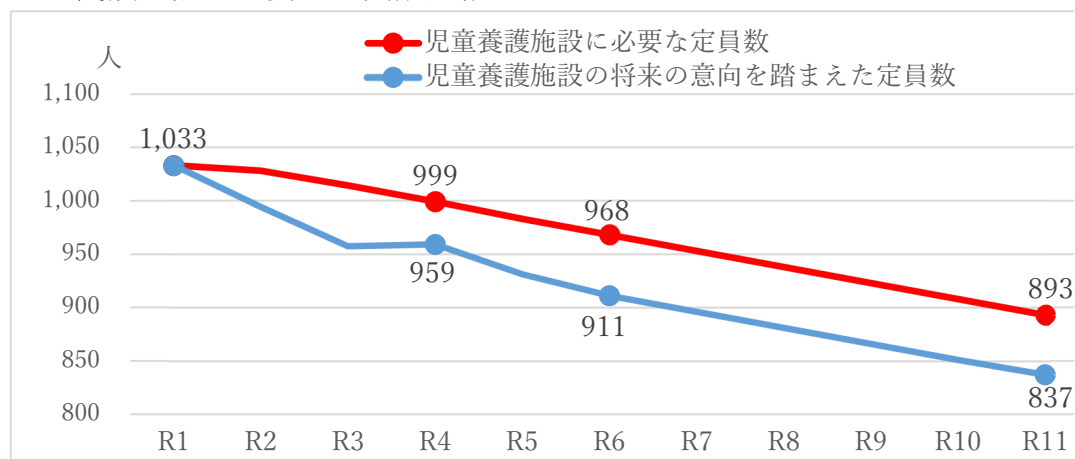
年 度	R1	R2	R3	R4	R5
定員	1,033	1,033	965	965	972
入所児童数	884	877	862	842	823
入所率	85.6%	84.9%	89.3%	87.3%	84.7%

※入所児童数は、各月1日時点の入所児童数の中で最も多い人数

出典：「福祉行政報告例」

これらの要素を踏まえ、児童養護施設に必要な定員数について推計を行ったところ、以下のとおりとなります。

○児童養護施設に必要な定員数の推計



本県の児童養護施設においては、今後も定員数の減少が進む見込みであり、里親への委託が目標のとおりに進まなかった場合等を考慮すると、こどもたちの受皿が更に不足してしまう可能性があります。

そのため、今後の5年間においても家庭に近い環境を実現した児童養護施設を新たに設置する必要があります。

(3) 乳児院に必要な定員数について

里親等委託率の目標を達成した場合に、乳児院への入所が必要となるこどもの数は令和11年度に33名となる見込みです。

○乳児院の入所児童数（年度末時点）の推計

年 度	R1	R5	R7	R9	R11
千葉県	82	51	41	33	27
千葉市	12	17	13	10	6
合 計	94	68	54	43	33

本県においては、主に乳児の一時保護の委託先として、乳児院が重要な役割を担っています。乳幼児の委託先として里親も活用しており、今後も里親への

一時保護委託を推進しますが、夜間に緊急的に一時保護したケース、虐待の影響や心身の疾患等により専門的なアセスメントが必要なケースも多いことから、乳児院における一時保護の受入体制は、引き続き維持していく必要があります。

そのため、当面は現在の定員を維持しつつ、各乳児院の意向を踏まえた高機能化や多機能化の取組を進めていくこととします。

また、虐待によるけがや障害などによる医療的なケアニーズが高いため、通常の乳児院の職員体制では受け入れることが難しい乳幼児がいることから、他県では、高度な医療機能を持つ病院に併設し、医師や看護師による手厚いケアを実現している乳児院があります。本県においても、児童相談所や千葉県児童福祉施設協議会から設置の要望があることから、病院併設型の乳児院の設置について、検討を行う必要があります。

(4) 対策

- i. 将来的に児童養護施設の定員が不足する見込であることから、令和11年度までに新たに民間の児童養護施設(定員30～36名の施設を2か所)の設置を促進します。
- ii. 医療的なケアニーズの高い乳幼児の入所先を確保するため、病院併設型の乳児院の設置について、他県の先行事例等を研究し、検討を進めます。

(5) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
新たな民間の 児童養護施設の設置		-	2施設設置	令和11年度

(6) 期限到来・達成済み目標

項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達成 の状況	期限
新たな民間の 児童養護施設の設置	-	2 施設設置	達成	令和 6 年度

6 自立支援の充実

(1) 現状と課題

里親に委託されているこどもや児童養護施設に入所しているこどもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも、経済的にも親の支援を受けられない状況にあることから、他のこどもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように支援することが重要です。

また、こどもたちが自立した後も、里親や施設と長期に渡りつながりを持つことや、不安や悩み、困ったことを相談できる相手を作ることが必要になります。

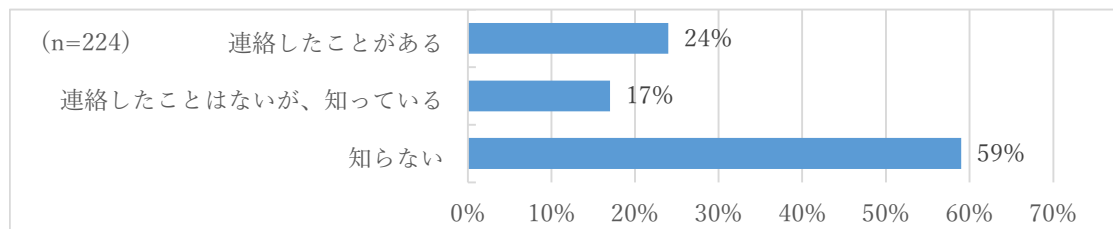
WG 調査において、施設等を退所後に「施設から定期的に連絡をくれることが嬉しい」「施設職員からの連絡が励みなる」という声が多くあり、施設退所者等にとって、施設等は単なる相談相手ではなく、心の支えにもなっていることが分かります。一方で、施設入所中に「電車やバスの乗り方を教えて欲しかった」「料理の作り方を教えて欲しかった」「自立に向けた生活の準備や公的な手続きの仕方などを教えて欲しかった」など退所後の生活において、様々な不安や悩み、困りごとを抱えていることも分かりました。

本県では、平成28年度から、千葉市に施設退所者等の支援のための事業所（令和6年度からは社会的養護自立支援拠点事業所。以下「拠点事業所」という。）を設置し、生活や就労に関する相談・支援などを実施してきましたが、拠点事業所が支援している施設退所者等の増加に加えて、令和4年の児童福祉法の改正により、令和6年度からは虐待経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった者も支援の対象となったことから、令和7年度からは、拠点事業所を2か所に増設したところです。

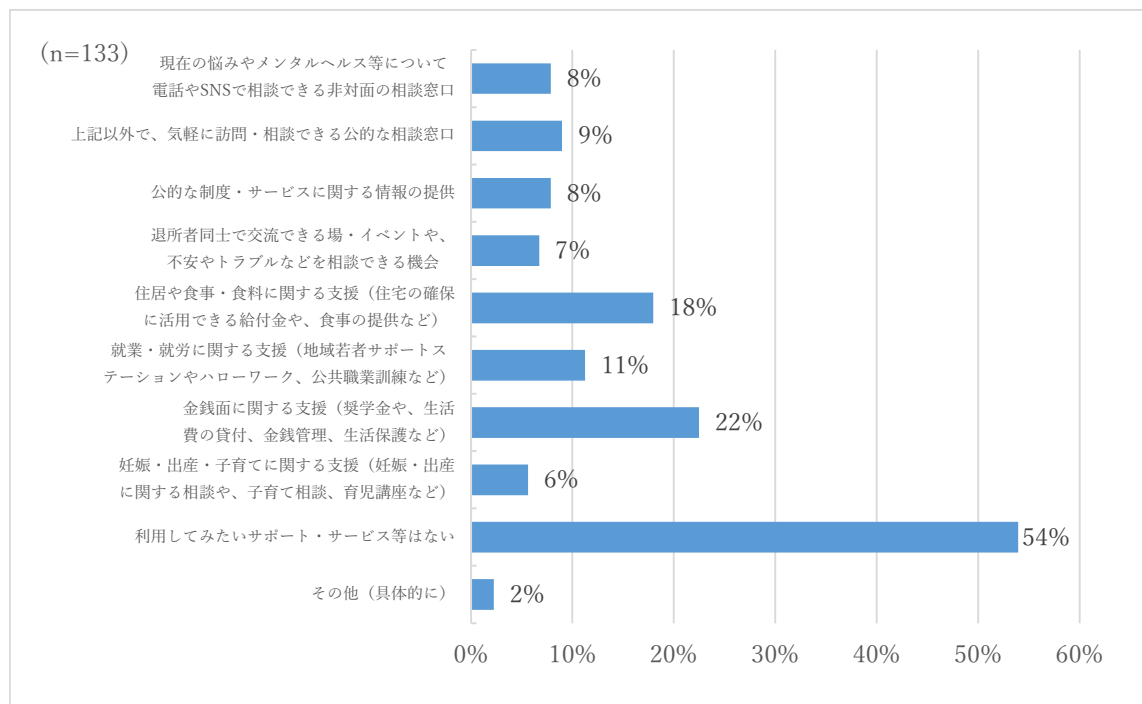
一方、WG 調査では、拠点事業所を「知らない」と回答した人が約6割おり、また、そのうち半数程度が、暮らしのなかでの不安・心配なことに対して、今後何らかのサポートやサービスを利用したいと考えていることが分かりました。さらに、施設等で生活するこどもを対象に行ったアンケート調査においても、施設を退所後に必要と思われるサポートとして、半数のこどもが「生活について相談できる場所」と回答していたことから、あらためて拠点事業所を広く周知する必要があります。

〇WG 調査

- ・ちばアフターケアネットワークステーション CANS（事業所）を知っていますか。



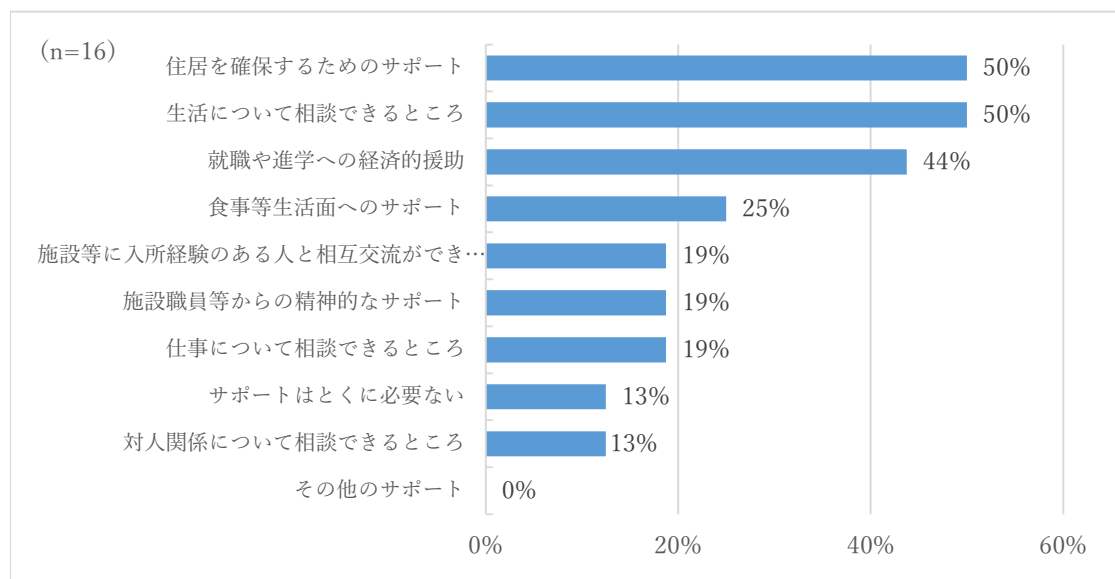
- ・上記「知らない」と回答した者のうち、現在の暮らしのなかでの不安・心配なことに対して、今後利用したいサポートやサービスはありますか。



出典：千葉県内における社会的養育経験者等の実態調査

○アンケート調査

・施設を退所後に必要と思われるサポート（高校生以上が回答）



出典：児童家庭課調べ

今後も、施設退所者等の支援ニーズの把握に努めるとともに、休日や夜間を含めた一時避難先や短期間の居場所の提供といったシェルター機能なども含め、拠点事業所の更なる充実・強化を検討していく必要があります。

家庭で暮らせない義務教育を終了した後の児童等のうち、社会的に自立するための支援が必要な児童等が、日常生活の援助や指導、就職に向けた支援を受けながら自立を目指す、児童自立生活援助事業所も重要な役割を担っています。

児童自立生活援助事業所の中でも、特に自立援助ホームは自立を目指す高齢児の社会的養護の重要な受皿になっています。

○自立援助ホームの設置状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
施設数	15	16	18	21	23
定員	96	102	129	147	159
(うち県所管施設)	(78)	(84)	(111)	(123)	(135)
入所児童数	75	84	99	119	130
入所率	78.1%	77.5%	67.4%	77.8%	81.8%

※定員及び施設数は、各年度4月1日時点

※入所児童数及び入所率は、それぞれ各月1日時点の中で最も多い人数・率

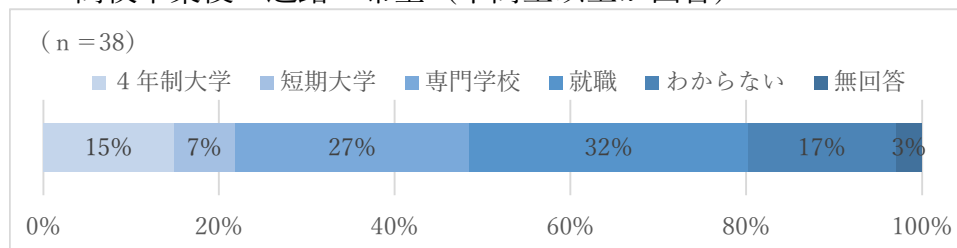
出典：児童家庭課調べ

全国的に自立援助ホームは増加傾向にありますが、本県では特に顕著であり、20か所の設置目標（令和11年度期限）に対して、令和7年4月現在、目標を大きく上回る28か所が設置されています。今後は、児童等が安定して自立を目指すことができるよう、自立援助ホームの支援の質の向上を図る取組を強化する必要があります。

本県の児童養護施設退所者の大学や専門学校等への進学率は、平成30年度は25.0%でしたが、令和4年度には43.1%に増加しました。しかしながら、全国の高等学校等卒業者の進学率84.5%と比べると依然として大きく下回っています。施設等で生活するこどもを対象に行ったアンケート調査では「高校卒業後に進学を希望している者」は約半数となっていますが、経済的な理由から進学しないこどもも一定数いると考えられます。進学や就職に関わらず、多様な選択肢の中から、こどもが自ら希望する進路を選べる環境を整えることが重要です。

○アンケート調査

・高校卒業後の進路の希望（中高生以上が回答）



出典：児童家庭課調べ

(2) 対策

- i. 施設退所者等のニーズの把握に努め、拠点事業所について、シェルター機能など更なる充実・強化の検討や施設退所者等への周知を強化します。
- ii. 自立援助ホームにおいて、入所児童等の自立に向けた支援の質の向上と安定的な運営を図るため、第三者評価の積極的な受審を促すなど、必要な支援や指導を行います。
- iii. 就職等により自立する際に、保護者からの経済的な支援が受けられない児童等に対し、就業を継続すれば返還が免除になる、生活費や家賃、資格取得を支援するための資金の貸付を行います。
- iv. 児童養護施設等退所者を社会全体で支援するため、企業や県民からの寄付を原資とする返済不要の奨学金制度を継続し、児童養護施設等退所者の進学率向上に取り組みます。

(3) 主な事業

事業名	概要
社会的養護自立支援拠点事業	里親や施設から自立する児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援などを行います。
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立した児童等に対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行います。
児童保護措置費 児童保護県単措置費	児童自立生活援助事業所に児童等が入所したことにより要する人件費や生活費等を負担します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童自立生活援助事業所に入所している児童等の生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。 また、新たに児童自立生活援助事業所を開設する場合に必要な上記の費用についても補助します。
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度	児童養護施設等退所者に対して、返済不要の奨学金を給付します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
児童養護施設の こどもの進学率 (中学校卒業後)	90.8% (H30.5.1時点)	95.0% (R5.5.1時点)	県全体の高等学校等進学率に近づける	毎年度
児童養護施設の こどもの進学率 (高等学校卒業後)	25.0% (H30.5.1時点)	43.1% (R5.5.1時点)	増加させる	毎年度

(5) 期限到来・達成済み目標

項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達成の状況	期限
自立援助ホームの 設置数	15か所 (R1.4.1時点)	20か所	達成	令和11年度

(6) 施設一覧

○自立援助ホーム

施設名	所在地	運営主体	定員
生活クラブ風の村人力舎君津	君津市	(福)生活クラブ	6
こたにがわ学園	松戸市	(特非)誠心会	12
南柏	柏市	個人	6
はるつげ荘	千葉市	(特非)子どもセンター帆希	6
ひまわり	船橋市	(特非)socialmate	6
坂梨ホーム	市川市	(福)一粒会	6
みんなのいえ	市原市	(特非)光と風と夢	6
未来の杜	千葉市	(福)天祐会	6
夢ぽーとⅢ	柏市	(一社)レミシンク	6
夢ぽーとⅣ	柏市	(一社)レミシンク	6
夢ぽーとⅤ	松戸市	(一社)レミシンク	6
ひまわり 2 号棟	船橋市	(特非) socialmate	6
夢ぽーとⅥ	松戸市	(一社)レミシンク	6
わかば	千葉市	(特非) socialmate	6
グリーンヒル若葉ハウス	八千代市	(福)翠耀会	6
Le port (ル・ポール)	市川市	(特非)ダイバーシティ工房	6
歩みの家	松戸市	(一社)いっぽの会	6
希望の杜	富津市	(福)天祐会	15
ひだまりのいえ	船橋市	(同)ひだまりサポート	6
かぜまちの家	千葉市	(特非)子どもセンター帆希	6
ふらは	柏市	個人	6
実家	船橋市	(特非)いいちばみらい	6
片桐ホーム	八千代市	個人	6
ふるさと	君津市	(特非)三由会	5
渚 BASE (渚ベース)	千葉市	(株)ベストサポート	6
バーディーホーム	船橋市	(同)ウェリオ roots	6
ひまわり 3 号棟	松戸市	(特非)socialmate	6
Parasol (パラソル)	東金市	(一社)なみまち	6
28 施設 (県所管 23、千葉市所管 5)			182

※令和 7 年 4 月 1 日現在

7 被措置児童等虐待の防止

(1) 現状と課題

里親の家庭や施設は、家庭で暮らせなくなったこどもたちが安心して生活を送ることができる場でなければなりません。里親やその同居人、施設の職員などが、委託されたこどもに対して虐待を行う「被措置児童等虐待」は、こどもの権利を著しく侵害するものです。

○被措置児童等虐待の状況

年度	R2	R3	R4	R5
発生 件数	3	3	0	1
施設等 種別	里親等 1 児童養護施設等 2	児童養護施設等 3	—	里親等 1

出典：児童家庭課調べ

現在の社会的養護の現場において、被措置児童等虐待があってはならないというのは当然のことですが、起きてしまう可能性が高い環境であるということを考える必要があります。里親への委託や施設に入所するこどもの多くは、家庭での虐待などの影響により、人間関係を築くことが難しかったり、思いもよらない言動をとったりすることなどがあります。また、発達に課題を抱えるなど関わりが難しいこどもも増加しています。そのため、養育が思いどおりにいかないことが発生しやすい環境であり、そのことを理解せず、誰にも相談しないで問題を抱え込んでしまうと、こどもに対し誤った支援を行ってしまうリスクが生じます。

施設においては、職員の資質向上を図るとともに、職員一人一人が問題を抱え込まないように組織的に対応することが重要です。また、里親の家庭では、組織的な対応は難しいことから、児童相談所や施設をはじめとする関係機関とのつながりを強化し、相談や支援が受けられる体制を構築することが重要です。

(2) 対策

- i. 里親や施設で生活するこどもに、子どもの権利ノートを渡してこどもの権利をわかりやすく説明するとともに、児童相談所や里親、施設の職員などから被措置児童等虐待と思われる行為を受けた場合に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を毎年配布します。また、令和4年の児童福祉法の改正を踏まえた子どもの権利ノートの見直しを行います。
- ii. 千葉県児童福祉施設協議会がこども家庭福祉や権利擁護の専門家等との意見交換などを通し、こどもの権利擁護や養育環境等の向上を図るための活動を支援します。
- iii. 里親や施設の職員が、こどもの権利を擁護し、適切な養育を行えるように研修等を通じた養育技術の向上を図ります。
- iv. 里親に対する支援を強化するため、児童相談所への里親担当の児童福祉司の配置や、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援します。
- v. 施設内虐待を防止するため、児童精神科医や弁護士等の専門家を児童虐待対応専門委員として登録し、施設職員等への助言や支援を行います。

(3) 主な事業

事業名	概要
子どもの権利ノートの作成・配布事業	子どもの権利ノートを作成し、一時保護や里親委託施設入所しているこどもたち等に配布します。 また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設、乳児院等において、こどもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
被措置児童等虐待	2 件 (平成 30 年度)	1 件 (令和 5 年度)	0 件	毎年度

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

1 相談・支援体制の強化

(1) 現状と課題

第5次答申では、児童相談所や関係機関において、全職員に対して児童虐待事案への対応における基本を再度周知・徹底すること、そして、児童相談所や関係各機関職員の虐待事案への対応力を高めるため、職員の研修機会を保障し、研修の充実・強化を図ることが提言されました。初期アセスメント、一時保護の実施、援助方針の決定、児童の安全確認など、それぞれの場面において「千葉県子ども虐待対応マニュアル」などに則した原則的な対応を徹底することが求められていることから、研修を充実・強化しその内容を徹底するとともに、職員が確実に研修を受講できる環境を整える必要があります。また、一時保護解除後に児童福祉司指導として在宅指導を行うべきであったと指摘を受けており、一時保護解除後の支援を充実させる必要があります。

そして、同年の県議会での附帯決議においては、「①業務の効率化と職員の負担軽減、②客観性が担保されたケースの適切な進行管理、③リアルタイムでの情報共有、④AIを用いたアセスメントシートの分析及び意思決定の支援、⑤千葉県子ども虐待対応マニュアルの浸透、⑥ケース担当の異動時における業務のスムーズな引継ぎ」の6項目の実施が求められました。

県では、これらの提言等を踏まえた取組を実施してきたところですが、児童相談所の業務において、ICTの活用を強化し、事務の一層の効率化を図るとともに、令和4年の児童福祉法の改正において、一時保護の司法審査などが盛り込まれたことから、更なる体制強化にも取り組んでいく必要があります。

これまで児童福祉法等の改正や国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の配置基準の見直しに伴う増員を行うとともに、児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)等の適正な配置を行ってきました。

こどもや家庭をめぐる課題が複雑化・多様化している中、児童相談所の更なる体制強化のため、高い専門性を備え、柔軟で広い視野を有する専門職員を安定的に確保・育成することが求められていることから、令和5年度に人材育成確保対策室を新設しました。

さらに、児童福祉の現場で中心的な役割を担う児童福祉専門職員には、専門的知識や技術の習得に加え、支援対象の主体性を尊重する姿勢や、市町村をはじめとする関係機関の協力を得ながら支援を進めるための調整力が重要となっています。こうしたことから、こどもに関する様々な分野で業務を経験させるキャリアパスの充実や職場における OJT の強化が必要となっています。

一方、児童相談所の職員が大幅に増員され、約半数の職員が経験年数 5 年未満となっており、若手職員の能力向上と適切な業務執行体制の確保が喫緊の課題となっていることから、若手職員の指導育成やサポート等を行うグループリーダー等の中堅職員のマネジメント能力の向上が必要です。加えて、児童相談所の職員は、業務上多くの情報等を扱うため、情報の活用方法や守秘義務、個人情報保護に常に留意し、業務を遂行する能力が求められます。

さらには、組織体制の拡大に伴い、組織を統括できる広い視野を持つ人材の育成を進める必要があります。併せて、児童相談所全体を俯瞰し、統括する立場の職員が、マネジメント能力を発揮しやすい環境とすることも重要です。

(2) 対策

- i. 児童福祉法等の改正など最新の動向等を踏まえ、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定を行うとともに、内容が遵守されるよう、マニュアルの実践に向けて、研修内容の見直しを行います。
- ii. 児童相談所の体制強化のため、令和 5 年度に策定した千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づき、児童相談所職員の確保及び人材育成を計画的に推進します。
- iii. 児童相談所や関係機関の職員の虐待事案への対応力向上を図ることで、組織全体の業務対応力が向上するよう、体系的かつ計画的な研修を実施します。
- iv. 児童相談所においては、経験の浅い職員が多いことから、中堅以上の職員の指導育成能力やマネジメント能力を高める研修を実施します。
- v. これまでの死亡事例における検証内容について、研修等を通じて周知を図ります。
- vi. 児童福祉法等の改正による一時保護所職員の配置基準の見直し等への対応や、児童相談所の体制強化を図るため、職員を 100 名程度増員しま

す。

- vii. 児童福祉司や児童心理司については、国の配置基準を踏まえて配置し、一時保護所の職員については、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を踏まえ、適切に配置します。また、庶務課においても適正な人員が配置されるように取り組むとともに、非常勤職員を含めた専門職員の増員を検討し、業務執行体制の強化を図ります。
- viii. 児童相談所支援システムの改修や機能の追加を行うとともに、他県の先行事例等も参考に、ＩＣＴの活用など、児童相談所の業務改善に向けた検討を進め、児童相談所職員の負担軽減に努めます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童相談所虐待防止体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもや保護者へのフォローアップの強化など、児童虐待事案への対応力を強化します。 ・子ども家庭１１０番の設置 ・児童福祉司等を補助し、こどもの安全確認や児童記録の整理等を行う協力員の配置 ・保護者への指導・カウンセリングの強化
児童相談所専門機能強化事業	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化します。 ・児童相談所職員の専門性を強化するための研修や中堅の専門職員等の指導育成能力及びマネジメント能力向上を図るためのマネジメント研修の実施 ・スーパーバイザーの養成など外部研修への派遣 ・児童相談所への弁護士の配置 ・医師や弁護士等の専門家から助言を受けるための体制整備
児童虐待対策関係機関強化事業	児童相談所及び市町村の児童福祉司になる前の社会福祉主事等を対象とした任用前講習会や児童福祉司を対象とした任用後研修など、児童福祉法に定められた法定研修を実施します。

児童相談所支援システム整備事業	児童相談所の業務を支援するためのシステムの運用管理を行います。 また、事務の効率化を図るため、改修や機能の追加を行います。
ＩＣＴを活用した児童相談所業務改善事業	児童相談所職員の負担軽減等を図るため、児童相談所におけるＩＣＴ環境を整備します。 ・ＡＩを活用し、電話対応時の音声リアルタイムに文字起こしを行う音声マイニングシステムの導入 ・一時保護所職員用のシフト作成ツールの導入
児童安全確認民間協力員事業	児童相談所職員が困難ケースへ注力することなどを目的に、リスクが低いと児童相談所が判断する虐待通告について、家庭訪問による保護者や児童との面会等を通じた安全確認業務を、民間事業者への委託により実施します。
児童虐待防止ＳＮＳ相談事業	ＳＮＳ相談窓口「親子のためのＳＮＳ相談@ちば」を設置し、専門の相談員が各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に情報提供を行います。

(４) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
県と市町村との人材交流の実施状況		4 市 (令和 6 年度)	累計 1 0 市町村	令和 11 年度
ＩＣＴを活用した児童相談所業務の改善		児童相談所支援システムの導入	システムの改修・新システムの追加導入	随時
SNS 相談対応件数 (再掲)		8 1 6 件 (令和 6 年 3 月)	2 , 0 0 0 件	毎年度

(5) 期限到来・達成済み目標

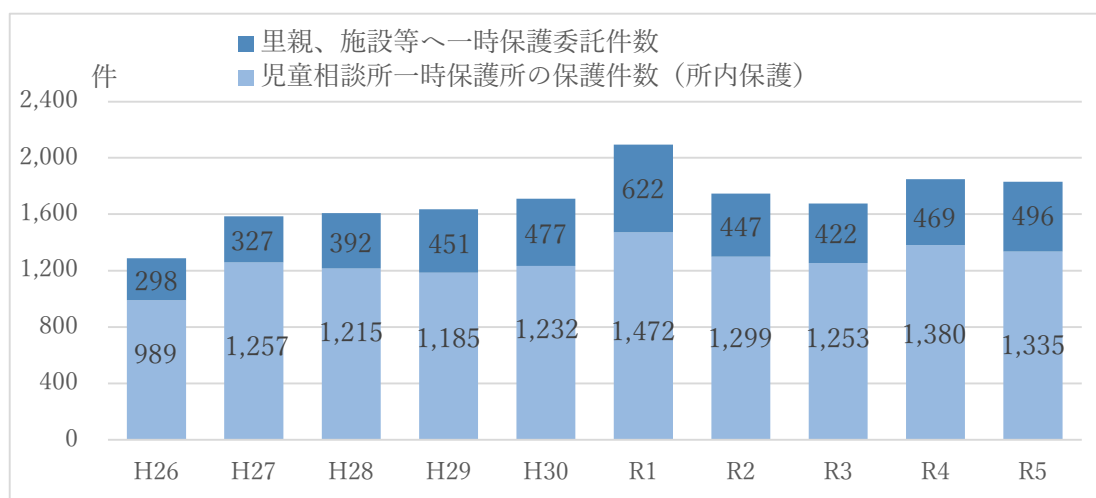
項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達成 の状況	期限
児童相談所職員の 増員	-	260 名程度 の増員	未達成 (令和 2 年度 からの累計 225 名) ※令和 5 年度に 令和 2 年度から 累計 261 名増員	令和 4 年度
児童相談所支援シス テムの改修	現行システ ムの見直し を検討	新システム の導入	達成	令和 3 年度

2 一時保護所の環境整備

(1) 現状と課題

虐待の疑いのある児童に対して、速やかに安全を確保するため、一時保護等の対応が重要であることから、児童相談所の一時保護件数は増加傾向にあります。

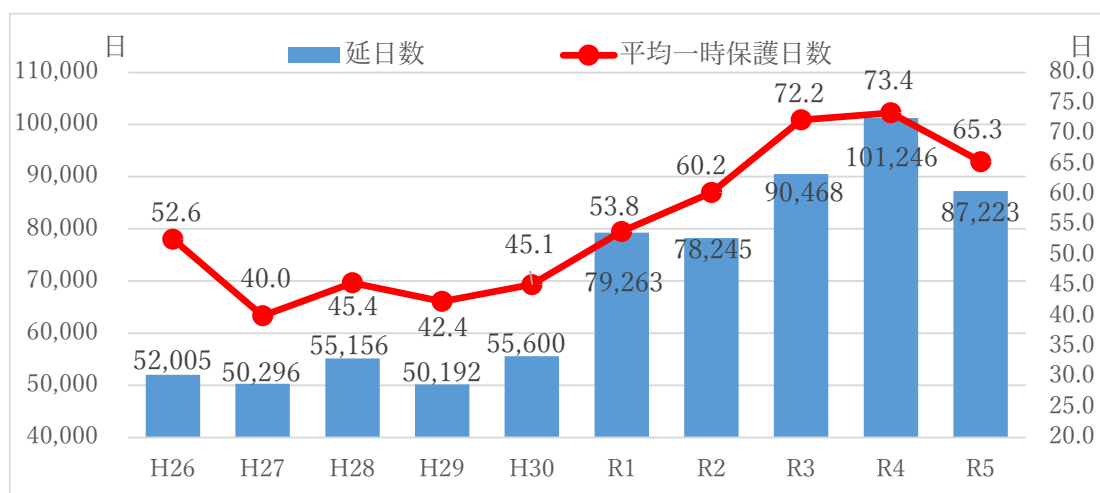
○一時保護件数の推移（所内保護と一時保護委託）



出典：「福祉行政報告例」

一時保護件数の増加とともに、一時保護日数も急激に増加しており、DV等の要因で家庭復帰に向けた調整に時間がかかるケースの増加や、里親委託や施設入所が必要なこどもたちの受皿不足により、一時保護が長期化しています。

○一時保護所の保護日数の推移（延日数・平均日数）



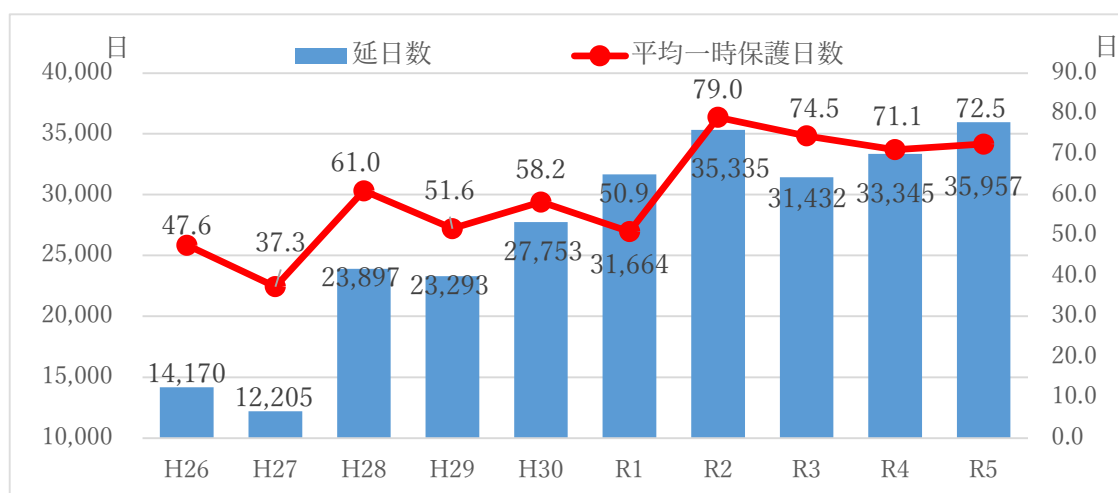
※平均一時保護日数＝年間延日数/年間対応件数

出典：「福祉行政報告例」

県では、一時保護所を緊急的に増設し、令和２年度に定員を１１５名から１７１名に増員しました。しかし、増設後もなお、定員を大きく超えてこどもが一時保護所に入所している状況が続いています。

里親や施設、医療機関等への一時保護委託も実施していますが、近年、保護日数が高止まりの傾向となっています。現在、県内には一時保護専用施設が２か所設置されていますが、さらなる一時保護委託の受皿の確保について、児童相談所一時保護所の整備と合わせて、検討を進める必要があります。

○一時保護委託の保護日数の推移（延日数・平均日数）



※平均一時保護日数＝年間延日数/年間委託解除数

出典：「福祉行政報告例」

令和６年３月に全面改定した国の一時保護ガイドラインには、一時保護所に入所するこどもの権利擁護が盛り込まれました。また、県では、令和７年２月に「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、新たに一時保護所の人員配置基準や設備基準などを決めました。これらを踏まえ、こどもの安全確保だけでなく、こども一人一人の状況に応じた個別ケアが行える環境整備の強化や、こどもの権利の保障、支援の質の一層の向上などの取組を推進する必要があります。

こどもの権利保障の点では、WG 調査において、「一時保護所のこどもの意見や要望を聞いて改善・反映してほしい」などの意見があったところであり、子どもの権利ノートの配布や意見を表明しやすい環境の整備、意見表明の機会の確保のほか、基準に沿った生活上のルール等の定期的な点検・見直しを行うなど、更なる検討が必要となります。

学習機会の保障の点では、同調査において「自分の学年にあった学習の機会を設けて欲しい」などの意見があったことから、学習指導員の配置や、一時保護所内の学習環境の更なる強化に努めていく必要があります。

支援の質の向上の点では、令和5年度に策定した千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づく人材育成を行うなど、今後も職員の資質向上を図るための取組を強化していく必要があります。

児童相談所においては、現在もこどもの最善の利益を実現することを最優先に支援を行っているところですが、県以外の公正・中立な第三者機関による評価を受けることにより、こどもの権利の保障と支援の質の一層の向上を図る必要があります。

(2) 対策

- i. 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえ、一時保護所職員の更なる配置を進めます。
- ii. 今後の一時保護件数の動向を踏まえ、児童相談所の新設や建替計画と合わせて、必要な数の一時保護所の定員を確保していきます。
- iii. 児童養護施設や乳児院における一時保護専用施設の整備を支援します。
- iv. 里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等において、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる対応を行うとともに、こどもが理解できるように十分に説明をします。
- v. 一時保護されたこどもに対し、権利擁護に関するしおり（子どもの権利ノート）を渡してこどもの権利をわかりやすく説明するとともに、生活上のルールが基準に沿っているか定期的に点検・見直しを行い、こどもの権利擁護に努めます。
- vi. こどもが意見を述べる機会を保障するため、意見表明等支援事業を実施し、こどもの意見形成や意見表明を支援します。
- vii. 学習指導員の配置や民間事業者による学習支援などにより、学習環境の更なる改善に取り組みます。
- viii. 児童相談所の業務について、第三者機関による評価を実施し、こどもの権利を保障するための取組の強化や支援の質の向上を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童相談所専門機能強化事業	職員一人ひとりの資質向上を図ることで、組織全体の業務対応力が向上するよう、体系的かつ計画的な研修を実施します。
児童相談所虐待防止体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもや保護者へのフォローアップの強化など、児童虐待事案への対応力を強化します。 ・一時保護されたこどもの心理的ケアの担当職員の配置 ・一時保護されたこどもに対する歯科医師による診察や指導の実施
子どもの権利ノートの作成・配布事業	子どもの権利ノートを作成し、一時保護されているこどもに配布します。また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。
こどもの意見表明等支援事業	児童相談所から独立した意見表明等支援員（こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者）が児童相談所一時保護所等で生活するこどもの想いや悩み、不満、措置内容等に関して、こどもの意見・意向を把握し、児童相談所等へ伝達、連絡調整等を行います。
一時保護所における学習支援事業	一時保護所の学習支援を民間事業者に委託することにより、一時保護児童の学習をサポートします。
児童相談所第三者評価事業	第三者である評価事業者が、児童相談所を訪問し、適切に業務が執行されているか、保護されているこどもの権利が保障されているかなどを評価します。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
一時保護所職員に 対する研修		16回 (令和6年度)	20回以上	毎年度
配置基準に沿った 一時保護所職員の 配置		—	配置基準の 充足	毎年度
一時保護所の保護人 数の定員超過の解消	-	定員超過 (令和5年度)	定員超過の 解消	毎年度

(5) 期限到来・達成済み目標

項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達 成の状況	期限
一時保護所の定員の 増員	115名	171名	達成	令和2年度

3 ケースマネジメント体制の構築

(1) 現状と課題

こどもの最善の利益を実現するためには、まずは、市町村等と連携し、家庭維持のための予防的支援に最大限の努力を行うことが重要ですが、虐待などで家庭での養育が困難又は適当でない場合には、児童相談所においてこどもを躊躇なく適切に一時保護し、こどもの安全を確保しなければなりません。

虐待対応相談件数や一時保護件数が増加する中で、児童相談所は虐待通告や一時保護などに迅速に対応するため、職員の大幅な増員を図ってきましたが、施設や里親に措置されたこどもに対する家庭復帰に向けた取組は十分にできていない状況があります。

こうした状況から、児童相談所は、早期からの支援を市町村に促すことで児童虐待の予防に努めることはもちろん、家庭養育優先原則やこどもにとって望ましいパーマネンシーの保障のため、早い段階から家庭復帰に向けた検討を進めるなど、一時保護後の将来を見据えて対応していくことが重要です。そのためには、こどもごとに異なる経験、現在の環境、希望などを総合的に調整しながら支援していく必要があります。特に、社会的養護が必要なこどもには、慎重かつきめ細かな支援が必要です。社会的養護を検討する場合、家族との交流や、市町村、施設、里親等と連携し、家庭復帰の可能性を模索するとともに、最終的に家庭復帰が困難と判断する場合には、親族による養育への移行など、可能な限り家庭養育に近い形での支援を検討することが必要です。

こうした一時保護後の支援にしっかり取り組むことにより、一時保護期間も短くなり、こどもが早く安定的な生活を取り戻すことが可能となります。

このように、児童相談所には、児童虐待の未然防止から安全確保、そして、こどもの将来に向けた支援など、多くの役割が求められていることから、今後、児童相談所は、他自治体の先進的な取組なども参考にしながら、各児童相談所に配置された家庭養育推進チームが中心となり、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障に基づいたケースマネジメント体制を構築し、具体的な取組を進める必要があります。

(2) 対策

- i. 家庭養育推進チームが中心となり、こどもにとって望ましいパーマネンシーの実現に向けた支援計画や施設・里親などとの連携、市町村支援などの在り方について検討を進めます。
- ii. 児童相談所職員に対し、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障に関する研修を行い、また、適宜ケースの振り返りを行い、課題等を整理し、見直しを行うなど、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネジメントを徹底します。
- iii. 市町村に対する支援や相談に対応する職員を育成し、市町村を適切に支援していきます。また、各児童相談所は、管内市町村の児童虐待担当部署に対して研修や協議会を通じ、予防的支援の強化を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
家庭養育推進チームの配置（再掲）	各児童相談所に家庭養育の推進を行うチームを配置し、今までのケースマネジメントのあり方を見直すとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援を行います。
児童相談所専門機能強化事業	家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントに関する研修を行います。また、市町村に対する支援や相談に対応する職員を育成する研修を実施します。
児童相談所虐待防止体制強化事業	地域における児童虐待への体制強化を図るため、各児童相談所において管内の市町村職員等を対象とした実務研修等を行います。

(4) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
一時保護所の保護人数の定員超過の解消（再掲）	-	定員超過 （令和5年度）	定員超過の 解消	毎年度

4 児童相談所の整備

(1) 現状と課題

中央、市川、柏児童相談所の管轄人口は130万人を超えており、全国的にも多く、現在は職員数が200名を超えている児童相談所もある状況です。組織のマネジメントをより適切に行うためにも管轄区域を見直し、現在、2か所の県児童相談所の増設を進めています。

なお、本計画策定時の目標は、令和11年度までに県児童相談所を2か所増設するものでしたが、現在、印西市内及び松戸市内に県児童相談所を建設中であり、令和8年度中に目標を達成できる見込みとなっています。

○県児童相談所の管轄区域の状況

<現在の管轄区域>



※人口は令和6年4月1日時点県統計課調査より

<見直し後>



※船橋市と柏市は市の児童相談所を設置

管轄人口・面積比較

	人口（人）		面積（K m ² ）	
	現状	見直し後	現状	見直し後
中 央	1,360,798	643,219	1,132.19	440.53
(仮称)印旛	—	717,579	—	691.66
市 川	1,427,660	670,710	181.45	74.75
柏	1,426,672	493,866	358.14	182.02
(仮称)東葛飾	—	607,975	—	82.46
銚 子	246,692	246,692	717.47	717.47
東上総	393,232	393,232	1,161.75	1,161.75
君 津	433,507	433,507	1,334.72	1,334.72
合 計	5,288,561	4,206,780	4,885.72	4,685.36
平 均	881,427	525,848	814.29	585.67

※ 千葉市は 981,909 人、見直し後の船橋市は 647,319 人、柏市は 434,462 人

一方、既設の児童相談所の一部においては、建物の老朽化と職員の増員による狭隘化が進んでいることから、「千葉県県有建物長寿命化計画」において、建替えや修繕等の方針が示されています。

○児童相談所の整備計画

期 別		大規模改修	建替え
Ⅰ 期	整備完了	中央児童相談所	
	着手済み		柏児童相談所 銚子児童相談所
Ⅱ 期		君津児童相談所	

※ Ⅰ 期 平成 3 0 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）

Ⅱ 期 令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度）

出典：「千葉県県有建物長寿命化計画」

柏児童相談所は、建替えを行う計画となっていますが、現在の庁舎がある敷地は面積が狭く、現地での建替えが難しいことから、移転をした上で建替えを行うことになりました。

銚子児童相談所についても、当初の整備計画では、一時保護所の大規模修繕を行うこととされていましたが、今後の増員や一時保護児童の増加を踏まえ、現在の敷地や建物を使い続けることが困難なことから、移転をした上で、建替えを行うことになりました。

柏児童相談所と銚子児童相談所は、目標どおり、令和4年度に建替えに着手し、令和7年度から建設工事を実施する予定であり、君津児童相談所についても、整備計画の具体化を進めているところです。

また、千葉市児童相談所においては、案件の増加、複雑化・困難化する児童虐待に対し、的確かつ迅速な対応及び組織マネジメントの強化を図るため、令和4年度に現施設内で、東部児童相談所及び西部児童相談所の2所体制としましたが、職員数の増に伴う執務室の狭隘化に加え、一時保護所の定員超過を解消する必要があることから、千葉市東部児童相談所の管轄区域内に移転をした上で、建替えを行うことになりました。

(2) 対策

- i. できる限り早期に2か所の県児童相談所が増設できるよう取り組みます。
- ii. 柏児童相談所及び銚子児童相談所の建替えの実施と君津児童相談所の整備計画の具体化を進めます。
- iii. 千葉市東部児童相談所について、一時保護所を併設した新たな施設を整備し、移転します。

(3) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
県児童相談所の増設	6 か所	建設中 (令和 6 年度)	2 か所増設	令和 8 年度
柏児童相談所の 建替え		実施設計 終了 (令和 6 年度)	建替え完了	令和 9 年度
銚子児童相談所の 建替え		実施設計 終了 (令和 6 年度)	建替え完了	令和 9 年度
君津児童相談所の 大規模改修	検討中	検討中 (令和 6 年度)	着手	令和 9 年度
千葉市東部児童相談 所の整備・移転		整備基本 計画策定 (令和 6 年度)	整備完了	令和 11 年度

(4) 期限到来・達成済み目標

項目	現計画策定 当時の状況	目標	達成・未達 成の状況	期限
柏児童相談所の 建替え	検討中	着手	達成	令和 4 年度
銚子児童相談所の 建替え	検討中	着手	達成	令和 4 年度

5 中核市の児童相談所開設に向けた支援

(1) 現状と課題

中核市や特別区における児童相談所の設置は、子育て家庭にとってより身近な行政機関としての強みを生かし、子育て支援から児童虐待対応、虐待を受けたこどもの自立支援まで、切れ目のない一貫した支援の実現につながることから、全国的に、中核市や特別区による児童相談所の設置が増えてきています。本県においても、船橋市と柏市が令和 8 年度中に児童相談所を開設する予定であることから、県として積極的に支援する必要があります。

具体的には、児童相談所に必要な児童福祉司や児童心理司等の確保、特に指導的役割を担うスーパーバイザーや経験者の確保は困難であることから、人材の確保について支援する必要があり、児童相談所が開設された後も、経験の浅い職員へのサポートなど、継続的な支援を行う必要があります。

また、県から両市へのケース移管や各業務の引継ぎなどを円滑に行っていくとともに、県及び両市がそれぞれ管轄する里親の相互利用や、県が実施する事業における今後の連携についても検討を進める必要があります。

県としては、両市に児童相談所の設置に向けた具体的な計画やスケジュールを確認し、両市の課題を整理しながら、計画的に支援を行っていく必要があります。

(2) 対策

- i. 現在、児童相談所開設に向けた課題について、県と両市の実務者レベルで検討する児童相談所設置検討会議などにより、随時協議を実施しているところであり、その内容を踏まえながら、必要な支援策の検討を進めます。
- ii. 現在、両市からの研修生を児童相談所に受け入れています。児童相談所開設に向けて、更なる人材の確保や育成を図る必要があることから、両市の意向を踏まえ、計画的に研修生の受入を行います。
- iii. 開設に向けた準備のため、県と両市の間で相互に職員を派遣する人事交流を積極的に実施します。
- iv. 両市が児童相談所を開設した際には、県児童相談所からケースの移管や業務の引継ぎが必要となることから、両市と協議を重ねながら円滑かつ確実に進めていきます。

- v. 合同研修の実施や各種会議への参加、職員の派遣、人材交流を通じて、開設後も両市への継続的な支援を行います。

(3) 目標

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
船橋市における児童 相談所の開設	設置の意向 を表明	開設準備	開設	令和8年度
柏市における児童相 談所の開設	設置の意向 を表明	開設準備	開設	令和8年度

目標一覧

計画見直し後の目標（指標）

項目	現計画策定 当時の状況	現状	目標	期限
児童虐待による死亡事例	1 件 (平成 31 年 1 月)	1 件 (令和 5 年 7 月)	ゼロ	毎年度
こどもの意見表明等支援事業の対象とするこども		児童相談所に一時保護及び児童養護施設に入所しているこども (令和 7 年 4 月)	社会的養護に関わる全てのこども	令和 11 年度
こども家庭センターの設置市町村数		2 3 市町 (令和 6 年 5 月)	全市町村	令和 9 年度
家庭支援事業の実施市町村数（下記 4 事業のうち、2 事業以上実施） ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業		1 8 市 (令和 7 年 2 月)	全市町村	令和 11 年度
児童家庭支援センターの設置数	1 1 か所 (平成 30 年度末)	1 9 件 (令和 7 年 3 月)	2 5 か所	令和 11 年度
SNS 相談対応件数		8 1 6 件 (令和 6 年 3 月)	2, 0 0 0 件	毎年度
困難な問題を抱える女性支援基本計画策定市町村数		1 か所 (令和 6 年度末)	増加	令和 8 年度

里親等委託率 (千葉県)	全体 27.9 % (平成 30 年度)	全体 34.9 % (令和 5 年度)	全体 40.0 %	令和 11 年度
			3 歳未満 75.9 % 3 歳 以 上 就学前 55.4 % 学童期以降 33.3 %	
里親等委託率 (千葉市)	全体 30.1 % (平成 30 年度)	全体 32.0 % (令和 5 年度)	全体 57.5 %	令和 11 年度
			3 歳未満 75.0 % 3 歳 以 上 就学前 75.0 % 学童期以降 50.0 %	
登録里親数 (千葉県)	586 組 (平成 30 年度)	753 組 (令和 5 年度)	900 組	令和 11 年度
登録里親数 (千葉市)		109 組 (令和 5 年度)	192 組	令和 11 年度
里親支援センター 設置数		未設置	4 施設	令和 11 年度
ファミリーホームの数	18 か所 (平成 30 年度末)	23 か所 (令和 7 年 4 月)	33 か所	令和 11 年度
施設の小規模化の実施 状況	20 施設 (平成 30 年度末)	22 施設 (令和 5 年度末)	全施設 (27 施設)	令和 11 年度
地域小規模児童養護施 設・分園型小規模グルー プケアの実施数	25 か所 (平成 30 年度末)	31 か所 (令和 5 年度末)	40 か所	令和 11 年度

新たな民間の児童養護施設の設置		-	2 施設設置	令和 11 年度
児童養護施設のこどもの進学率 (中学校卒業後)	9 0.8 % (H30.5.1 時点)	9 5.0 % (R5.5.1 時点)	県全体の高等学校等進学率に近づける	毎年度
児童養護施設のこどもの進学率 (高等学校卒業後)	2 5.0 % (H30.5.1 時点)	4 3.1 % (R5.5.1 時点)	増加させる	毎年度
被措置児童等虐待	2 件 (平成 30 年度)	1 件 (令和 5 年度)	0 件	毎年度
都道府県と市町村との人材交流の実施状況		4 市 (令和 6 年度)	累計 1 0 市町村	令和 11 年度
I C T を活用した児童相談所業務の改善		児童相談所支援システムの導入	システムの改修・新システムの追加導入	随時
一時保護所職員に対する研修		1 6 回 (令和 6 年度)	2 0 回以上	毎年度
配置基準に沿った一時保護所職員の配置		—	配置基準の充足	毎年度
一時保護所の保護人数の定員超過の解消	-	定員超過 (令和 5 年度)	定員超過の解消	毎年度
県児童相談所の増設	6 か所	建設中 (令和 6 年度)	2 か所増設	令和 8 年度
柏児童相談所の建替え		実施設計終了 (令和 6 年度)	建替え完了	令和 9 年度
銚子児童相談所の建替え		実施設計終了 (令和 6 年度)	建替え完了	令和 9 年度

君津児童相談所の 大規模改修	検討中	検討中 (令和 6 年度)	着手	令和 9 年度
千葉市東部児童相談所の 整備・移転		整備基本 計画策定 (令和 6 年度)	整備完了	令和 11 年度
船橋市における 児童相談所の開設	設置の意向 を表明	開設準備	開設	令和 8 年度
柏市における 児童相談所の開設	設置の意向 を表明	開設準備	開設	令和 8 年度

参考資料

千葉県子どもを虐待から守る条例

将来を担う子どもたちは、何もののにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるという事例が跡を絶たず、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県を目指し、この条例を制定する。

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村、県民、保護者等と共に当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定 義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条各号列記以外の部分に規定する児童をいう。
- 二 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
- 三 保護者 法第二条各号列記以外の部分に規定する保護者をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、警察、婦人相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職

員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。

3 子どもを虐待から守ることに関する施策及び取組は、子どもの尊厳を重んじ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて実施されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、及び実施するとともに、必要な体制を整備しなければならない。

2 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「市町村の施策」という。）及び関係機関等が実施する子どもを虐待から守ることに関する取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下第二章において同じ。）を発見した場合は、速やかに通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、児童のしつけ及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第二項又は第四十七条第三項の規定による措置に際して、体

罰を加えてはならない。

- 3 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識するとともに、子育てに関する悩みがあるときは、県、市町村その他子育ての支援を行う者に相談又は助言その他の支援を受けるなどして、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。
(市町村の役割)

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、必要に応じて県及び関係機関等と連携し、市町村の施策の推進に努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

- 2 関係機関等は、基本理念にのっとり、必要に応じて県、市町村及び他の関係機関等と連携し、関係機関等の取組の推進に努めるものとする。

(地域における取組)

第九条 地域で生活し、又は活動する者は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守るため、相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施するよう努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、必要に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、並びに県民及び地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに係る活動に取り組む団体等の協力を求めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、十年ごとに、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止施策についての基本的な方針

- 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項その他の虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- イ 計画期間の始期から三年以内に達成すべき指標

- ロ 児童虐待死亡事例検証報告（虐待により子どもが死亡した事例又はそ

の疑いがある事例に関し、千葉県社会福祉審議会が知事の諮問に応じた答申をいう。)を踏まえた取組

ハ 千葉県子ども虐待対応マニュアル(虐待への対応等に関し知事が定めるマニュアルをいう。)の実践の状況についての評価

ニ 基本計画の進捗状況を管理する方法

- 3 知事は、基本計画の計画期間の始期から五年を経過した後に、当該基本計画の進捗状況その他の虐待に関する状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて基本計画の見直しを行うものとする。
(啓発活動等)

第十二条 県は、県民に対し、虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、教育機関等において、虐待の防止に関する教育又は啓発活動を推進するものとする。

- 3 虐待の防止に関する県民の理解を深めるため、毎年十一月を児童虐待防止推進月間とする。

(公 表)

第十三条 知事は、毎年度、虐待防止施策の実施状況について公表するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による実施状況を取りまとめるに当たって、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めることができる。

第二章 発生予防、早期発見及び早期対応

(虐待の発生予防のための施策及び支援)

第十四条 県は、虐待の発生予防に資するため、子育て家庭への情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、母子保健に関する施策が虐待の発生予防及び早期発見に資することに留意し、市町村が実施する母子保健に関する施策について必要な支援を行うものとする。

(早期発見のための環境整備)

第十五条 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と十分な連携を図るものとする。

- 2 県は、虐待を受けた子どもを発見した者にとって通告しやすく、かつ、虐

待を受けた子どもの家族その他の者にとって相談しやすい環境を整備するものとする。

(通告に係る対応等)

第十六条 児童相談所（県が設置するものに限る。）の長（以下「児童相談所長」という。）は、通告又は虐待に係る相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最優先に行動しなければならない。

2 児童相談所長は、通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項各号列記以外の部分に規定する安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

3 前項に規定する子どもの保護者は、安全確認措置に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

5 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認するものとする。

(通告に係る体制の整備)

第十七条 県は、通告を常時受けることができる体制を整備するものとする。

2 県は、通告又は虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力要請)

第十八条 知事は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談所長は、法第八条第二項各号列記以外の部分の規定による安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、必要があると認めるときは、

警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第十九条 県は、通告に係る子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、当該通告に係る市町村及び関係機関等（児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会を構成する者に限る。）と当該子ども及びその家庭に関わる情報を共有し、及び活用することができる。

第三章 援助及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが保護者となったときに良好な家庭環境を形成するよう、当該子どもに対し、その成長の過程において必要な援助を行うものとする。

(保護者に対する支援)

第二十一条 県は、市町村又は関係機関等と連携し、虐待を行った保護者が良好な家庭環境を形成し、及び再び虐待を行わないよう、当該保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもの保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

(医療機関の連携協力体制の整備)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(社会的養護の充実)

第二十三条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設その他施設の確保及び当該施設における家庭的な養育環境の推進並びに里親制度の普及啓発、里親の養成その他の家庭養護の推進に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの安全を確保できるようにするため、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自立支援の充実)

第二十五条 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託又は児童養護施設への入所その他の虐待を受けた子どもについて採られた県の措置について、当該県の措置を解除された者が円滑に社会で自立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

第四章 人材の育成等

(人材の育成)

第二十六条 県は、県、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得並びに心身の健康の保持に関する研修等を実施するものとする。

2 県は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに係る活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十七条 県は、児童福祉法第二十五条の二第一項の規定により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

(児童相談所を設置する市への支援)

第二十八条 県は、児童相談所を設置しようとする市と緊密な連携を図るとともに、当該市に対して必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、虐待防止施策等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年十月十八日条例第十五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の千葉県子どもを虐待から守る条例第十一条の規定により定められた計画は、改正後の千葉県子どもを虐待から守る条例第十一条の規定により同条第一項に規定する基本計画が定められるまでの間は、同条の規定により定められた同項に規定する基本計画とみなす。

附 則（令和六年三月二十二日条例第十二号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

用語解説

児 童

本計画における児童とは、児童福祉法第4条の定義に従い、18歳未満の者をいいます。

- 乳児：1歳未満
- 幼児：1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 少年：小学校就学の始期から、18歳に達するまでの者

こどもの権利

全てのこどもが有する権利であり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、大人と同様ひとりの人間としての人権を認め、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定められています。

意見表明等支援事業

児童相談所から独立した意見表明等支援員（こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者）が、児童相談所一時保護所や児童養護施設等で生活することの想いや悩み、不満、措置内容等に関して、こどもの意見・意向の表明等を支援する事業です。

パーマネンシー保障

本計画では、「将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者や、家族等とのつながりの中で育っていくことを保障すること」としています。

こども家庭センター

従来のこども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う機関です。児童福祉法に基づき、市町村が設置します。

家庭支援事業

児童福祉法に基づき、市町村が行う子育て家庭等への支援のための6つの事

業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を言います。

子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事等の理由により、児童の養育が一時的にできなくなった場合等に児童養護施設や里親等において一定期間、児童を預かる事業です。児童を一定期間預かる「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と平日の夜間または休日に不在にする等の場合に児童を預かり、生活指導・食事の提供を行う「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」があります。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等の支援を包括的に行う事業です。

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、ペアレント・トレーニング等を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

市町村が実施する事業で、生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、健康状態の確認、育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供などを行います。

要保護児童対策地域協議会

虐待等により保護者に監護させることが適当ではない、保護者がいないなど保護や支援が必要なこどもについて、市町村、児童相談所、教育機関、警察、医療機関などの関係機関が、情報交換や支援内容の協議等を行うための組織です。児童福祉法に基づき、地方公共団体が設置・運営します。

中核地域生活支援センター

制度の狭間にある方や複合的な課題を抱えた方などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を24時間、365日体制で行います。

児童家庭支援センター

地域において、こどもやその家庭に関する相談に応じ、専門的な知識や技術に基づく助言や指導を行うとともに、児童相談所や市町村等の関係機関との連絡調整を行います。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

主任児童委員

地域住民の立場に立って地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員のうち、特定の担当区域を持たず、学校や児童福祉関係機関と連携しながら、こどもや子育て家庭への支援を主に担当します。

里 親

虐待、保護者の病気、家庭で適切な養育が受けられないなど、様々な事情により家庭で暮らせないこどもを、一時的あるいは継続的に自身の家庭に預かり、愛情深く養育していただく方を里親と言います。4つの分類があります。

- 養育里親：こどもにとって必要な期間、養育を行う里親。
- 専門里親：養育里親のうち、虐待等に影響により専門的なケアが必要な

こどもの養育を行う里親。

- 養子縁組里親：養子縁組を前提として、こどもを養育する里親。
- 親族里親：両親がこどもを養育できないため、親族が養育者となる里親。

普通養子縁組と特別養子縁組

普通養子縁組は、実親と法律上の関係が残る縁組形式です。特別養子縁組とは、こどもの福祉の増進を図るため、養子となるこどもの実親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。特別養子縁組は、養親になることを望むご夫婦の請求に対し、家庭裁判所の決定を受けることで成立します。

養子縁組あっせん事業

18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為を言います。

里親支援センター

里親支援事業（里親制度の普及啓発や里親研修の実施、里親の養育支援等）を行うほか、里親及び里親に養育される児童、里親になろうとする者に、相談その他の援助を行います。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

ファミリーホーム

家庭で暮らせないこどもを養育者自身の家庭に預かる点で里親と同様ですが、定員が5人から6人となり、里親よりも多くのこどもの委託を受けて養育を行う里親型のグループホームです。児童福祉法では、小規模住居型児童養育事業として定められています。

児童養護施設

家庭で暮らせない主に2歳～18歳のこどもを、安定した生活環境のもとで養育を行い、こどもの心身の健やかな成長と自立に向けた支援を行う施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

- 地域小規模児童養護施設：本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅等

を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で擁護を実施することにより、入所しているこどもの社会的自立を促進する施設です。

乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主としてこない、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

母子生活支援施設

18歳未満のこどもを育てている母子家庭や、母子家庭に準ずる事情のある女性が、生活上の様々な課題のために子育てが十分にできない場合に、こどもと一緒に入所し、自立に向けた支援を受けることができます。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

大舎制・中舎制

大舎制は、1養育単位当たりの定員が20人以上、中舎制は、1養育単位当

たりの定員が13人から19人の場合を言います。

児童自立生活援助事業

原則として義務教育を修了した児童養護施設などの措置解除者に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者へ相談その他の援助を行う事業です。従来の自立援助ホーム（児童自立生活援助事業所Ⅰ型）に加え、児童養護施設等（同Ⅱ型）、里親・ファミリーホーム（同Ⅲ型）においても、事業の実施が可能です。

社会的養護自立支援拠点事業

児童養護施設などの措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等に対し、相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談対応やこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業です。

千葉県児童福祉施設協議会

千葉県内の児童福祉施設が集まって、こども達が必要とするサービスについての研究や、施設で働く職員のための研修等を行う団体です。

千葉県社会福祉審議会

社会福祉法に基づき設置されている県の附属機関です。社会福祉審議会には専門分科会及び部会が設置されており、児童福祉専門分科会には、権利擁護部会（児童福祉施設への入所措置、一時保護及び親権停止等に関する事項を調査・審議）や社会的養護検討部会（児童虐待の防止及び社会的養護に関する事項を調査・審議）などが置かれています。

アセスメント

調査に基づいた評価を行うことを言います。

千葉県県有建物長寿命化計画

県有建物（庁舎、試験研究機関、県立学校、警察施設、公の施設）について、

財政負担の軽減や平準化を図りながら、大規模改修や建替え、計画保全への切替え等の長寿命化対策の円滑な実施及び県有建物の総量の適正化を図ることを目的に策定された計画です。

一時保護所

児童相談所に付属し、保護を必要とするこどもを一時的に預かるところです。こどものこれからの養育にそなえて、生活状況の把握や生活指導なども行います。

児童福祉司

主に以下の業務を行う専門職員です。

- ・ こども、保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じること
- ・ 必要な調査、社会診断（※）を行うこと

（※）調査により、こどもや保護者等が置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- ・ こども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- ・ こども、保護者等の関係調整を行うこと

児童心理司

主に以下の業務を行う専門職員です。

- ・ こども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によってこども、保護者等に対し心理診断を行うこと
- ・ こども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

家庭養育推進チーム

各児童相談所に配置され、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づく様々な取組の検討や調整を行います。

千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針

児童福祉司等の専門職員が目指すべき職員像に向かって、一層の専門性の向

上を図るとともに、幅広い分野において活躍できるよう、人材育成の基本的な考え方や具体的な取組等を定めたものです。